

平成23年12月16日(金曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第4号

平成23年12月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成23年12月16日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

どうも皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

明神照男君および池内弘道君から早退届が提出されました。会議途中退席されますのでご報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

池内弘道君。

13番（池内弘道君）

おはようございます。

質問順番を変えての質問になりますが、よろしくお願い致します。

それでは、質問させていただきます。

9月の議会でも同じ質問をさせていただきましたが、小中学生の医療費無料化についてでございます。

9月の議会でも、その際、執行部答弁は、医療費無料化対象年齢の拡大について大変希望の持てるものでありました。

現在、黒潮町で実施している無料化は就学前の乳幼児が対象となっておりますが、そのときの執行部の答弁では、対象年齢を15歳年度末まで拡大している市町村が多くなっている。国の新しい制度化もない中、それを踏まえ、今後、町財政との調整により、本町の15歳年度末までの拡大を検討をしていくという答弁がございました。その後、本議会までどのような検討をされたかお聞き致します。

通告書のマル1とマル2を同時に聞きたいと思いますが、町財政との調整はつきそうか。また、拡大した場合の予算見積はどのくらい必要か、お願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

おはようございます。

それでは、池内議員の小中学生の医療費無料化についての質問にお答え致します。

医療費の助成については、9月議会で対象年齢を15歳まで拡大するという事でお答えしたところです。現在は、小学校入学までの乳幼児を対象に、入院、通院費の自己負担を無料化としております。医療費助成の方針としては子育て支援の方策として拡充するもので、質問事項の1番、2番についてお答え致します。

財政等の調整についてはこれまでの協議で、次年度、24年度からの実施ということで協議をしております。予算化の最終調整は当初予算の査定となりますので、年明け早々になります。

拡大した場合の予算額についてですが、これは国保の被保険者の児童の平均負担額を基に、概算費用額を算定しております。町内の小中学生児童生徒の合計860人としての試算でございますが、年間費用約1,500万から1,600万ぐらいが必要と思われております。従いまして、現行の乳幼児の医療費助成額と合わせますと、年

額で3,100万程度が必要と思われます。

また、この費用については、感染症の疾患とか、いろいろ受診率によって変動が生じますので、そのことも予算額に影響してきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

早速、予算の提示がありまして、課長の方から24年度の当初予算に組み込むと、予算に挙げていくという答弁がございましたが。

町長、町長の口からもこの答弁についてご意見をいただきたいのですが、24年度当初予算に組み込むのか、町長の口からお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

9月にご質問いただきましてから、これまでの協議の経過につきましては課長が答弁申し上げたとおりでございます。そのような段取りで、今、進めてるところでございます。

執行部と致しましても、24年度からの実施を目標に作業に入っていくわけでございますけれども、まず、いったん、その各課が挙げてくる予算の総額、こちらの方を見せていただいてから、その後、正式に決定をさしていただくということになるかと思えます。

それからまた、議会にお認めいただきますと、一日も早い執行を目指して頑張っていきたいと、現段階ではそういったことでございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

今現在、黒潮町では少子高齢化が問題になっております。子育て世代の負担も少しでも軽くし、また、子どもの健全な成長、発達を支援するためにもこの施策は必要なものと考えておりますので、ぜひ執行していただきたいと思えます。また、議会の方、私としても一生懸命協力していきたいと考えております。

また、この問題につきましては、再三、先輩議員も質問しているように、皆が必要な施策と願っている施策と考えておりますので、実現に向けて動きだしていただきたいと思っております。

また、財政が厳しい中、実施に向けて取り組んでいくという町長の発言がございましたが、24年度の当初予算でもし可決されたならば、実際の実施時期はいつごろになるか。

お願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

福祉医療費の助成にかんする条例でございますが、24年の3月議会に条例改正を行いたいと考えております。それによって、中学生卒業までの児童を加える条例改正を行いまして実施していきたいと。

その予算執行の方はですね4月以降になりますので、対象者の周知、また申請等の事務手続きがありますので、施行期日については若干遅れます。4月からということにはなりません。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

説明ありがとうございました。

皆が望んでいる施策ですので、できるだけ早急な時期、一日も早い実施をお願いしたいと思います。

1、2 番の質問でしたが、もうすべて 3、4 番、24 年度の予算要求はどうなってるかの質問もありますが、先ほど答弁をいただきましたので、省略させていただきたいと思います。

5 番につきましても、これから前向きに取り組んでいくという町長の言葉がございましたので、5 番の質問も省かせていただきたいと思います。

24 年度に向けて、小中学生の医療費無料化について検討してくださると、本当にありがたい話をいただきました。子育ての支援は少しずつ整ってきていると考えておりますが、まだまだ黒潮町には若者に対する支援が必要だと考えております。若者の定住に向けて、仕事の間、雇用の場を広げていき、また少子化を防ぐためにいろいろな対策をより進めていただきたいと思いますので、今以上のご努力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、時間早いですけども、来年、24 年度の当初予算に盛り込んでいただけるという考えで執行部の方がありますので、これで一般質問、終わらせていただきたいと思います。

必ず実施できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

次の質問者、坂本あやさん。

4 番（坂本あやさん）

おはようございます。

とてもスムーズに 1 人目が終わりましたので、ちょっと心の準備ができてないので、大変ご迷惑を掛けることになろうかと思いますが、そんないい、私も答弁をいただきたいなと思って立たせていただいておりますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、質問に移らせていただきます。

今回、質問しました内容は、庁舎移転と住民の避難ということについてでございます。

以前から、庁舎の移転先のことにつきましては、この前 9 月議会からずっと質問が続いておりましたので、町長が庁舎の移転先を、今の現庁舎の東側から高台のスケン谷移転を計画をしたいというご意向については十分説明を受けたつもりではございます。

私の質問の内容にありますように、私は基本的には庁舎は今の健康福祉センターの東側に造って、そこが本当にしっかりとした垂直避難の場所として、この入野地区、特に浜の宮ですとか、新町、その地域の方々。それから、入野松原という大変景観のいい観光地がございますので、そこにお見えになる観光客の皆さまが、本当に何かあったときには避難できる場所としてそこに集まったら、少しでも大切な命が救われるのではないかというふうに私も考えていました。そのタワーの必要性というのは、本当に人の命を救うこと、高い所がこの平地の中にあるということの心強さというのを非常に感じておりました。

町長も 3 月 11 日の東北の震災の後に、本当にその議会真ただ中でございまして、その映像を見て、議会が終わるのを待ちかねたような形でご出発なさり、私たちは 3 カ月後に宮城県の辺りをずっと見せていただき

したけれども、既に3カ月はたったその被災地の状況というのは、町長が目当たりにした被災地の様子とは随分整理されていたのではないかなというふうに感じております。

そのときの私たちの訪問先については、もう既にながれきが片付けられておりましたので、道路も通れるようになっておりました。大きなバスでそこを通行することもできましたので、随分、被災直後の状況と、私たち議会が訪れたときのときの状況というのは違っていたのではないかなと思います。本当に直後の被災地はどうだったのかということをお考えするとき、あの時点で、あの場所に立って、本当に涙がこぼれる思いを致しましたが、そこに人の姿やいろいろな家財道具があふれた状況を見たときに、本当に地域の方々の心がどれほど痛み、寂しい思いをなさったかということをお考えするとき、いまだにつらい思いがよみがえってまいります。こんな状況を私たちの地域では絶対起こしてはならない、起こってはならない、何とかしなければならぬ、そんな思いで、私もこの地に帰ってまいりました。

その視察の道中で皆さんと話したことは、この現状が私たちの地域の至る所で起こるだろうと、そんな危機感を持ちながら、その被災地を見、また、わが地に帰ったときに、それぞれのその中山間の様子なんかを見てまいりますと、ああ、ここでは一体津波高は何メートルになるんだろうか、ここにあるこの住宅は大丈夫なんでしょうか、どうして逃げたらいいんだろうか、そんなことばかり考えて、この地に帰ってまいりました。そういう経験をさせていただいたおかげで、今、本当に、これから先の黒潮町の状況をどうしていったらいいのか、そういうことをひしと感じているというふうに思っております。

そして、その現地で感じたことの中で一番大きかったことは、確かに地震があったということでもございましたけれども、地震で家が倒れているという所がほんとに少なかったなというふうに見せていただきました。一番大きな被害を出していたのは、やっぱり津波だったというふうに感じるような状況がございました。

といいますのは、私たちが気仙沼に行くちょっと手前のときに余震がありまして、高台に避難をするようにという放送がございました。そのときに避難した先はですね、ほんとに1メートルの違いで、もう下はほんとに崩壊をしている。それから、その私たちが立っているすぐ上は、元の住宅が存在している。こんな違いというのを目の当たりで見せていただきました。

ということは、高い所にある所には、やはり津波の被害は起こらない、免れるということでもございましたので、本当に私たちの地域の低い場所にあるその家屋、守ることはできないかもしれないというのがほんとに実感でもございました。そうなったときには、やはり一人でも人命を救うために、家や建物は復興することができずけれども、亡くなった命、失われた人というのは戻ってきませんので、とにかくその人たちの命だけは救いたい。そんな思いで帰ってまいりました。その思いは、今もこの庁舎の移転の問題や、それから津波の問題、それから今までいろんな報道を聞くたびに、この町に、どうしたらその被災から免れることができるのか、そういうことをずっと考えるような日々が続いています。私だけではなくて、ほんとに議会も、そして執行部の皆さまもおんなじ思いでこの問題に向き合っていると思いますし、また、国の方でもさまざまな方針が出ておりますので、その方針を待って対応をしなければいけないこともだんだん出てきていると思います。

そんな中で町長は、今の庁舎の移転、高台への移転の検討を始めていただいているということでもございますが、私は町長にこの震災を、被災地になるかもしれないというこの黒潮町について、新庁舎のこれからの機能と、移転をしましたときのまた機能ですね。それと住民の皆さまが、私が思っていたように垂直避難タワーとして庁舎に逃げることができると思っていた住民の皆さまにですね、その避難の場所についてどう考えられているのかということ。

それから、道とありますが、これは避難をする道、避難道のことでございますけれども、そういうことについてどのように基本的にお考えかということと。

それから、私たちも見てきた中にもございました。鉄骨は残っていて、建物は建っていました。でも、中はがらんどろで、がれきがあったり、車があったり、窓ガラスが割れていたり、そんなふうに残った建物がたくさんありましたので、災害を受けた後の復旧をどのようにしていったらいいのかということのお考えについてをお伺いしたいと思っています。

本当に悲惨な状況でございました。がれきの中で建っている家屋もございました。でも、中はもうほんとに二度と使えないだろうなというような場所がたくさんありました。そういう経験を踏まえた上で、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

お願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

坂本議員のご質問にお答え致します。

まずは、通告書に基づいて答弁をさせていただきます。

現在、新庁舎の位置につきましては、高台を表明させていただいておるところでございますので、その立場から答弁させていただきます。

まず、新庁舎の機能についてでございますが。ある一定、日常の利便性を犠牲にし、高台に移転することでございますので、非常時においてもいかに行政機能を維持継続していくか、これを最大の論点とし、検討を進めてまいりたいと考えております。特に、懸念されております南海地震発生時には、低地の津波被害、あるいは中山間の孤立等、甚大な被害が予想され、災害対策本部としての機能の強化は喫緊の課題であると認識しております。

平時の行政機能につきましては、住み慣れた地域で幸せに暮らすことや、高齢化社会に対応した住みやすいまちづくりが住民の皆さんの本質的なニーズと認識しております。定位置で定型的に提供されるサービスから、機能に着目した住民サービスへの移行と、こういったことを執っていく必要があると、そのように考えておるところでございます。

次に、避難場所、道についてでございます。現段階では国から数字が示されておらず、科学的根拠に基づいた整備とはなっておりませんが、さらに高い場所へ避難が可能な個所を先行整備させていただいている所は、議員の皆さまご承知のところでございます。

今後でございますが、基本的には山へということになろうかと思っております。そして、それが厳しい区域、いわゆる避難困難地域でございますが、その区域に対してどう対応していくか、そういった協議になってまいります。当然、避難困難地域への対策はプライオリティーも上位に位置し、その個所個所の課題抽出をしっかりと行うということで対策が見えてこようかと思っております。主なものと致しましては、避難道の整備による避難場所への到達時間の短縮。あるいは、避難タワーの整備等々が考えられようかと思っております。

また、避難者を5,500人強、避難者以外の自炊困難者を1,000人強と想定しており、避難期間が長期にわたることも予想されることから、新庁舎予定地の有効活用についても詰めた協議をしてまいらなければならないと考えているところでございます。

また、道につきましては、避難、緊急輸送、物資の搬入、復旧復興に資する重要なインフラととらえており、平時の利便性と非常時の機能性を持たせた道路整備が必要であると認識しております。

次に、被災後の復旧につきましては、まずは情報収集による的確な現状把握と対応、早期の業務再開等が円

滑に行えるよう、実効性の高いBCPの策定に取り組みます。被災時は膨大な事務量が発生することから、協議、調整のつくものについては事前に対策を講じておくことも可能であると認識しております。

ハード面の復旧につきましては、そのときのインフラ整備の状況にもよりますが、必要な資材、物資の即時調達は困難と思われ、初動から機能を求められる施設、いわゆる行政機能、あるいは病院としての機能、こういった施設につきましては、大変大きな課題となっております。こうしたことを踏まえ、新庁舎につきましては、被災の危険性がより低い場所を表明させていただいたところでございます。事前にできる限り被害軽減施策を講じておき、復旧を進めるスタートラインを高めておくことが世代責任であると、そのように認識しております。今後も、行政機能が破たんすることを前提とした防災対策ではなく、被災後の対応をより早く、前向きに進められるよう、行政機能の維持を目的とした議論を進めていくべきであると、そのように考えております。

いずれにしましても、今回の東日本大震災によって、国、あるいは不幸にも被災された自治体には、今後の大災害に生かせる経験値が蓄積されることとなり、当然、今後、被災が予想される当町と致しましては、これまでの被災地の復旧プロセスならびに今後の復興について、先進事例として深く学ばなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ただ今、町長の方から、多岐にわたるご答弁をいただきました。

私も、町長がおっしゃるように、新庁舎の機能であるとか、それから道路の整備、ハード面の整備、非常に大切なことだと思っております。

その中で、やはり住民の方々が心配される部分というのは、町長が一番先にお答えになりました新庁舎の機能の中で、高台に庁舎を上げた場合の平時の状況と、それから被災後の状況というところでですね、それから道路、それから避難タワーのお話も出ました。避難者が5,500、また1,000人を含む6,500余りの方々を新庁舎が受け入れて、避難場所として機能していかなければならない等々のお話ございましたけれども。町長は、平時のときの庁舎の役割と、それから災害が起こった後の復旧に対する庁舎の機能というもののお二つに分けてお考えになっていると思うんですけども。その平常の場合のことと、それから避難をした後、新庁舎が防災の対策の本部としてどれほどの、被災を受けた場合と被災を受けなかった場合の初動態勢にどれくらいの差があるとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。そのあたりを少し詰めてお話をさせていただきたいと思っておりますのと。

それから、あと、一番気になっているのは、庁舎が、最初申しました、垂直の避難タワーとしての役割を果たすというふうに私も思っていたということをお話ししましたがけれども、その垂直避難タワーとしての機能が失われて、そこが空地になったということになりますので、そうしたときには具体的に黒潮町町内を全部考えると、たくさんタワーの必要な所もあると思うんですが、私はちょっと今回は新庁舎を移すということを基準にして町長のお考えを聞きたいと思っておりますので、この入野地区の避難の場所ですね。その場所について、具体的にここと、ここと、ここというのがご説明いただけたらありがたいかなと思います。

先日、配っていただきました津波対策事業計画の中にも、タワーの位置というのが若干載っておりました。そのタワーは、多分、まず一番先に山に逃げることはできない、中央防災会議では5分以内に高台に逃げてくださいという指針が出ておりますけども、実際は300メートル逃げるのが精いっぱいぐらいではないかという

ような報告も出ております。そうですね、その専門調査会が挙げた、5分で避難を完了にするようにということに対して気仙沼の取り組みというのがありまして、気仙沼は500メートル以内には津波の避難ビルが設置されているということがあって、そこで15カ所あったそうですが、そこに上がった方でかなりの方々が命を救った、2,500人以上の命を救うことができたというふうな文面も私も読んでいますけれども。その中で、5分間で移動できる距離は300メートルぐらいだろうというようなこともございますし、それから、だんだん話が出てきてる中では、やはり皆さま走れる方ばかりでもない。それから、避難するに困難な状況の方があって、車で逃げることも視野に入れて、これからは避難を考えていかなければならないというような議論もだんだん出てきております。みんなが一斉に走って逃げれるかという、そうではない。その方々を、ほんとにすべてを救いたい、その一心なんですけれども、やはりいろんな条件の方がいらして、その方々になるべく地震が起こった段階ですごい高台の高い所、高台、高い所に逃げられるというのは絶対的な条件だと思いますので。まだ、せんだってでもご説明がありましたけれども、まだ中央防災会議の最終的な津波高等が提案されていないので、どれくらいの高さのタワーを建てたらいいかというふうな基準がなかなか出しにくいということでございますけれども、その高さは別としてですね、この地域この地域にはやはり必要ではないかという具体的なものがもう既にお考えになっていらっしゃるのではないかと思いますので、そのあたりの具体的なご説明があれば伺いたいと思います。

1点は、その庁舎の平常時の機能をどうフォローしていくかということと、それから新庁舎が災害が起こった時点で被災した場合、浸水した場合、また、浸水を免れた場合とでの初動態勢にどれくらいの差があるとお考えになっているかということ。それから庁舎がなくなった場合の、この入野地区の避難の避難タワーをどのような形、どのような地区に考えていらっしゃるのか。そして、具体的に避難道というのがどういうふうな形で、道へ、山へ向いて逃げられるように整備をすることがいいのかということのお考えがありましたら伺いたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的には、ハード、ソフトを含めた、取り得る限りの施策を講じ、総合的な防災機能の向上を図るといったことに尽きようかと思っております。その中に、例えばハード整備があったり、あるいは避難訓練等々があったり、日ごろの防災意識の向上のための施策があったりということでございます。

それらを踏まえまして、まず、平時の庁舎の機能でございます。

先ほど答弁申し上げましたように、若干、日常の利便性を犠牲にして高台に移すことを表明させていただいております。答弁の中で、定位置で定型的に提供させていただくサービスから、機能に着目したサービスへといった答弁をさせていただきました。これにつきましては、今後迎える高齢化社会の中で移動困難者、そういった方が多数増えようかと思っております。こういった方に役場に来ていただいて、これまで役場が提供していたサービスを受けていただく。こういったことから、機能を分散していく。それはハードということではなくて、ソフト的な機能を地域地域へ分散していく。そういった施策を講じる必要があると基本的には思っております。これはまあ10年ぐらいかけて少しずつ条例改正、あるいは上位法との調整を取りながらやっていく必要があるのかなと思っております。

それから、非常時でございますけれども、まず高台になったときの優位性でございます。圧倒的に有利なのは情報でございます。これまでも答弁させていただきましたけれども、庁舎が被災する、あるいは高台にも孤立した所で招集できないとなりますと、初動の24時間、最も情報収集に大事なこの24時間の情報収集が、あ

る一定犠牲になると、そのように考えているところでございます。これが、庁舎が丸々残りますと、クリアできるということでございます。

それから、もう1つは、その情報収集と、その情報調整機能でございます。気仙沼にお伺いをして、職員の皆さまから若干聞き取り調査をさしていただきました。それぞれご多忙の中でございましたので、十分な時間を取って詰めた質問をとということにはなりませんでしたが、とくかく情報が錯綜（さくそう）するそうでございます。これらを一体どうやって調整をし、整理をし、そして、その一つ一つの情報に対応していくか。こういったことが非常に困難であると、そういったことをお伺いしてまいりました。これらに対応できる体制整備ができると、そこがまず一番の利点であると、そのように考えております。

その次に、それらが整理できた後の復旧初動でございます。こちらにつきましても、議員の皆さまは気仙沼と陸前高田においでになっておられますので、よく2カ所の対比ができようかと思っております。当然、気仙沼の方は市役所機能だけではなくて旧市街が残ってるわけですので、一概に市街地が全滅した陸前高田と比べるわけにはまいりませんけれども、それにしましても庁舎が残っている、それが初動の復旧のスピードを担保しているというのはご実感いただけたところであると、そのように考えているところでございます。

その初動の復旧を担保すると、これの重要性につきまして、先日、セミナーがございまして、東和大学の危機管理室の室長に講義を受けてまいりました。医療ニーズのある方が多数ございます、平時からニーズがある方。例えば、透析をされている方なんかは孤立した地域から外に出ていく必要があると。そういったことのためにしっかりと情報収集をし、どの道路を警戒するのか。そういった、しっかり順番を判断して効率の高い初動復旧を行っていかねばならないと、そういったことがまず1つでございます。

そして、医療の面から申しますと、もう1つはフェーズによってその医療ニーズが変わってくるそうでございます。初動初日、あるいは2日目、3日目ぐらいまでは、やはりけがが多いそうでございます。骨折、切り傷、あるいは打ち身、ねんざ。そういった、避難時にけがをする。あるいは、地震発生時にけがをする。そういったニーズが多いそうでございます。その次のフェーズに移りますと、内臓疾患。いわゆる環境があまり整っていない場所で、若干ご病気をお持ちの方、あるいは体調を崩される方、そういった方のニーズが増えるそうでございます。そして、第3フェーズに移りますと精神ケアと、こういうことになってくるわけでございます。この第1フェーズで医療ニーズにしっかり応えていくと、こういったことが第2、第3フェーズの医療ニーズを低下させると、こういった施策を講じる必要があるということでございます。そのためには、どうしても復旧の初動を担保しなければならない。この初動の復旧を担保するのが役場機能であり、できれば、本来でございましたら病院機能であったりしていただけると大変ありがたいところでございますが、そこにつきましては若干民間資本でございますので、こちらの方に強制能力はないといったところでございます。そういった初動の情報収集、そして整理、それからまた復旧初動、こちらが相当の差が出てくる。そのように考えているところでございます。

これにつきましては、3.11以前と以後で、やはり3.11以前には、私の津波に対する意識も低かったと言わざるを得ないと思っております。3.11を目の当たりにしまして、この規模の災害が来ると、そういった認識ですべての施策を講じていかねばならないと、そのように考えているところでございます。

次に、避難困難地域への対策でございます。先ほども答弁申し上げましたが、避難困難地域への対策は重要課題としてとらえております。これまで皆さまにお配りした資料の中で、500メートルの半円の地図をお配りさしていただいたと思います。こちらにつきましては、健常者、いわゆる歩行困難者でない方。この方につきましては、1秒1メートルの積算でやらしていただいております。よって、500メートルの避難が可能であると、そのようなことで、これまでその資料を基に避難困難地域の割り出しを行ってまいりました。その結果、万行

地区と、それから早咲の東、スリーエフ近辺から南側。こちらが避難困難地域であると、そういう認識でございました。よって、万行に当時の基準で防災タワーを設置さしていただいたという経過でございます。

しかしながら、歩行困難者の方、あるいは高齢者の方、こういった方は5掛け、7掛けの数字で今後積算をしております。そうなりますと、前段の答弁でも申し上げましたが、インフラ整備、道路整備による避難場所までの到達時間の短縮、そして避難タワーの設置、こちらが主要施策になってこようと、今ではそういうふうに認識をしております。こちらにつきましても、さまざまな防災のプロの方がおいでになりますので、そういった方々のご意見を抽出しながら、承知しながら対策を講じていくということになります。しかしながら、避難タワーにつきましてはこれまでも繰り返し答弁をしておりますが、国からのしっかりとした数字提示をいただいてからの対策にならざるを得ないというふうに考えております。

また、現在、津波対策でございますが、もう1つ大きな主要施策。やはり、どの学者さんも言われることでございますけれども、逃げていただく。その逃げていただくためには何が必要なのかということが、最も重要になってくるのかなと思っております。

東日本大震災で被害を受けられました沿岸市町村、こちらは最短でも25分の時間があつたそうでございます。第1波到達、潮位変化までの時間が25分あつたそうでございます。当然、逃げられる時間は十分に確保されていたわけでございますけれども、結果、切迫避難までお逃げになっていただくことができなかった。そのために犠牲者が相当数増えたと、そういうふうな分析になっております。この切迫避難まで逃げなかった。いわゆる津波が目視できるまで逃げなかった。この理由をしっかりと分析をし、今後の避難訓練、あるいは防災意識の向上に役立てていく。こういったことが、現在、中央防災会議をはじめ、関係機関で練られているところでございます。そういった、住民の皆さんの防災意識の向上のための施策をしっかりと講じていく必要があると、そのように考えているところでございます。

ちょっと長々と申し上げましたが、これらをひっくるめて、冒頭申し上げました、ハード、ソフトの取り得る限りの施策を講じ、総合的な防災機能の向上を目指すということでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、町長がご答弁いただいた中に、役場の機能というところでご説明をいただきました。

その中で、やはり必要であるということは、一番最初にけがが出て、それからまた内臓疾患、そして精神的な部分という形で、日々が重なるにつれて復旧と併せて、やはりそれぞれの皆さんのケアが必要になってくるんだなということを、今、私もお話を聞きながら、そのとおりでなというふうに思いました。そして、その中で、病院が民間であるのでなかなか、町長は、そこがですね民間資本であるということで、少しちゅうちょする部分だというお話がありましたけれども。

今回の中央防災会議の報告書の中ではですね、なかなかその、特に公共的な施設ですとか、小学校、中学校を含め、また、公的な施設とされる部分については特に、これからは条例規制も含めてですね、場所の設定をしていかなければならないというような答申も出ていたように思いますけれども、今後のまちづくりの中において、やはり公共施設というのは、やはり基本的には高台に持っていくというのが大前提になろうかなというふうに思うんですけれども。そのあたりの町長が持っている情報の中でですね、今後、私たち、この地域にですね、規制がやはり掛かってくるのではないかなというふうに思っているんですが、そのあたりの公共施設への規制等がございましたら、少し教えていただきたいというところがございます。

それから、こうした民間の施設についてもですね、やはりその地域の中で重要とされる部分については、こ

れからまだ、すぐにというわけではないとは思いますが、住民がお暮らしになる場所についてまでもですね、ひょっとすると、この私たちのような海拔の低いゼロメートル地帯、それから5、6メートルの地域にですね住宅を建設することができるのかどうかということも今後は議論になるのではないかと。また、中央防災会議の答申の中ではそのようなことも議論になっているのではないかとと思うのですが、そのあたりのことについての町長のご見解を、ご理解の状況をご説明いただいたらと思います。

それから、逃げるということがございました。これは、私たちが議会で視察に行かしていただいたときに、ガイドさんが被災をされた方でしたので、そのときにお聞きしたことでしたけれども、やはり逃げなかった方が多かったということをおっしゃっていましたし、それから、もう不幸にも命を落とされた方の中には、一時は避難をして高台に上がったのだけれども、子ども、お孫さんのランドセルを取りに下りたとか、それから、やはり位牌（いはい）を取りに下りたとか、それでやっぱり帰ってこなかった人がだいぶいたんだよっていうお話を聞きました。それから、昔から言い伝えられていること。この地域は何があっても大丈夫だどご先祖様からずっと聞いてたんだというお話があった地域の方が、やはりご不幸にも命を落とされてる所が多いということ私たちは聞いてまいりました。

ほんとに前回、この3.11の津波があたときに、私は芝ですけれども避難しました。それで、今ある避難場所に避難をしたんですけれども、やっぱりそのときにですね、もう皆さんこれはご承知のことだと思うんですが、場所には上がったんだけど、その場所にいられないということは現実にはありました。それで、寒くて、やっぱり家に帰ったんだとかっていうことがほんとにたくさんあったんです。ですから、避難した場所で、やはりこう暖を取れるとか、雨風がしのげるとかというのはほんとに大事なことだなと思いました。その被災地で聞いた、その話と、それから私たちが避難をして、寒さの中、寒さに耐えられなくなってまた自宅に帰ってしまったという現実がですね重なる部分がありまして、このあたりの改善策というの、本当に避難タワーや、その中にも十分入れていかなければならないことだなというふうに思いました。

せっかく助かった命が次の津波で流されてしまったという、その現実にはやはり私たちは学ばなければいけない。でも、そうならないためには、昨日のお話でもありましたけれども、日々のやはり防災教育の中で、こういうことがあるということをやっぱり認識していただく地域住民をつくっていくということと併せて、その1次避難をした場所で、やはり安全になるまでやっぱり過ごせるということ。その1次避難、それから2次避難。できれば高い所に、安全な場所に、高台に造られた庁舎にこの地域の方々が、1波が終わり、2波が来る間に逃げるができるかもしれないし、そういう安全な場所、過ごせる場所というのが、やはりこれからの私たちのまちづくりにはほんとに大切になってくるんだなと思っていますので、もう1つ、その庁舎の機能の中で、避難した地域の方をどういうふうに受け入れることができるのかということについて具体的な部分が見えているところがあれば、お話いただきたいと思います。

1点、その今の中央防災会議がなされてる答申の中で、町長がこれからこの町の中でどういうふうな、ひょっとすると規制が掛かってくるのではないかとという部分ですね。それから、逃げるという防災教育と、それから、その逃げた先。例えば、この辺りでしたら文教区が高台に幸いにもありますので、かなりの部屋数も確保できます。それからまた、給食センターを高台にというふうなお話もありましたので、被災後の食事の提供なども併せてできるのかなという期待をしているところでございますが、その後の生活面ですね、について少しお話できる部分があればちょうどいいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員ご指摘のように、今年の6月だったと思います。あの防災会議が、中間取りまとめが出てまいりました。その中に、さまざまたわれてるわけでございますけれども、行政機能、あるいは病院といった必要十分な社会経済機能は最低限でも確保すべきと、そのようにうたい込まれたところでございます。

そして、今後の法改正についてでございますけれども。若干勉強不足なところがございます、なかなかこうですというような答弁はできないわけでございますが。さまざまところから入ってきている情報によりますと、年明けの通常国会に（後段で訂正あり）その規制の法案が出そうだというお話が入ってきております。知事指定でございますが、津波の甚大な被害が及ぶと想定される地域、ここについては何らかの津波対策を講じないと建築許可が下りないと、そういった法改正がされるのではないかとというような情報も入っております。

それから、もう1つでございますけれども。すいません、ご指摘はいただいてないんですけど、先ほど答弁漏れ、言い漏れがございました。

具体的な数字は中央防災会議の方から出ておりませんが、こういった指針でいこうというのは、若干、思想的にはまとまってきているのかなと報告を受けております。その中でも津波にかんして言えば、津波を二分化して考えておられます。1つは、100年程度、あるいは150年程度の比較的頻度の高い津波に対する対策。こちらの方は、でき得る限りのハード対策を取っていくということでございます。そしてもう1つは、それよりも頻度が低い、いわゆるタームの長い、千年に1回とか、今回の東日本大震災のような、そういった大地震による津波につきましては、ソフトを重点的に講じていくと。そういった二分化をした津波対策を取っていくと、そういった思想にまとまりつつあるところでございます。当然、当町もそれらに意に反することなく、そういった施策を講じていく必要があると、そのように考えております。

そう考えますと、ご指摘に戻りまして法規制が出ますと、ご承知のとおり、当然、この大方地域は無底地区、最終防潮ラインがないわけでございますから、相当な規制が掛かることになろうかと思っております。そうなりますと、何らかの津波対策を講じる必要がある。その講じなければならぬ津波対策の種類がまだ明確に出ておりませんので、現段階で、こういうことをやらなければ家が建ちませんというようなことは答弁できないといったところでございます。

それから、病院、あるいは民家等への規制。この病院につきましてですけれども、今回もし、議会の方にお認めいただいて、造成設計の方へ入らせていただくことができましたら、大枠の絵が見えてこようかと思っております。ご承知のとおり、予定用地が5万5,000平米ということで広範な土地でございます。高台に、ある一定の平地を確保ができることから、さまざまな機能を盛り込むことができる余地があると、そのように認識しております。当然、民間の方にもお声掛けをさしていただいて、いかがですかといったような作業は必要になってくると認識しております。

それから、避難場所についてでございます。これもご指摘のとおり、この役場がこの避難場所としての機能にどう寄与していくかといったことでございますが。基本的には、当然、駐車場、防災広場等々、あるいはヘリポート、そういったものを整備するわけでございますから、仮設住宅の定置にはなり得ると、現段階ではそのように認識しております。

東北でも問題になりましたが、文教施設の方に多数の方がご避難されました。そして、津波被害でございますので、人家流出ということで避難期間が長期にわたったといったことで、新学期の授業再開に非常に大きな支障を来したということが非常に大きな課題となっております。そう考えますと、文教施設の方はできるだけ早期に授業再開をしていただくことを目標に短期間での利用を考えております。一時的には避難をしていただく必要があろうかと思いますが、その後、長期にわたるような仮設住宅の整備等々は、グラウンドではなくて、それ以外の所を想定する必要があると、そのように考えているところでございます。

もし、答弁漏れがございましたらご指摘ください。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今、町長の方から仮設の住宅の話が出たんですけれども、お聞きしましたところ、仮設の地域についての調査を始めているということで、高台で利用できる所がないかということで調査を始めているということをお聞きしましたけれども、その作業についてはだんだんに進んでいっているのでしょうか。

総務課長の方が何か地域を回って、何か高台で適地がないかということでご相談になっているというのをお聞きしましたけれども、そのあたりの調査は進んでいるものですか。だいた、例えば土地ですよ。仮設に利用させていただける土地とか、そういうご協力をいただけるような土地というのはかなりあるのでしょうか。

お伺いしてもよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今のご質問のところですが、基本的にはですね、津波避難道の整備をするときに地域から要望がありまして、その現地確認をする中で、今ありましたように、仮設住宅が可能な所も併せてですね、現地を回ったときには見て回りました。そういうような、まだ、その程度の調査でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今お聞きした、その仮設に適する土地があるのかということなんですけれども、やはりそれは、基本的にはやっぱりこれからは高台という位置付けで見たいんじゃないかと思うんですけれども。

津波が1回来ればですね、今のデータでいくと、まあ100年近くは、次の大きな津波までは時間があるのかなというようなことなんですけれども。なかなかその大きな津波があった後に、また低地で生活を始めるということはなかなかできないことじゃないかなと思いますし、そういったときの、ほんとに何回かこの議会の中でも出ましたけれども、まちづくり自体がまた大きな変化を迎えていこうになるのではないかと思います。そのために、そういう土地。要は、仮設が建てられる土地というのは、ある意味言うと、新たなまちづくりの住宅地が変わっていく所なのかなというふうに、私自身は考えているところです。それで少しお伺いしたかったんですけれども、時間もなくなりましたので最後にご質問したいところなんですけれども。

これからの黒潮町の防災の対策について、やはり私も、誰一人、命を失うことない対策を立てていただきたいというふうに思っていますし、そういう提案を私もしていきたいと思っています。私は長年、道路のことについて取り組みをしておりまして、最後にこのことについて町長にもお伺いしたいんですけれども。

私は道というのは、この地域の中で本当に人の命を救う、まず第一のものだと思っています。56号が、今回着工になりました。そして、この道ができることによって、車で逃げなければならないと言われる方たちにも、広い道路が残ればですね、まず津波が来るとがれきが来るので、道路というのは使えなくなります。ですが、地震で倒れたものが道路にまぎることがなければ、広い道は避難道として効果を発することができます。この道路は、私はこれからのまちづくりにとってはほんとに大切なものになるというふうに思っています。13年、着工までに時間がかかりましたが、この13年を経て、今この道に求められているものが、普通の、日常の交通

安全というだけの機能ではなく、これから起こるであろう大きな震災に対しての支援道路にも結び付くという形で、大変、私は大きな贈り物をいただいていると思います。この黒潮町がですね、一日も早くこの道路が完成し、何か起こった場合にでもすぐに初動態勢が取れるような、そういった道づくりを私は進めていただきたいというふうに思っています。

それから、新しい道路ができることによって、今度、今でしたら、ほんとに浜の宮ですとか、それから新町、万行から山へ逃げる大きな道というのが、ほんとに確保されていません。この道路をつけることによって、そこに取合道路を入れて、避難道を入れていただくということが、これから、5分でほんとに山まで逃げていくためには、とても重要な位置付けになると思います。これは、国交省の事業だけではできませんので、当然、町の事業として取り組んでいただかなければいけないことですので、大変お金も掛かることだとは思いますが、ほんとに海から真っすぐ山へ逃げる道というものの必要性というのを私は大事だと思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

これから、新しい道路は、この入野地区を横に通り抜けます。それに対して、山へ向かって縦に向かっていく町道の整備。この整備がとても大事になると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

それを最後にお聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大方バイパスの進ちょくに伴い、町道の取合道路をということでございます。一部はお示しさせていただいた部分もございまして、おっしゃられるとおり、今後の町道の拡幅、あるいは新設、そういったものは防災という視点が非常に重要になってこようかと思っております。これまでどちらかといいますと、利便性であるとか、あるいは生活環境の向上とか、そういったことが重要視された整備であったと思っておりますが、これから直近数年は、どうしても防災という観点からの整備を進めていく必要があると、そのように考えております。

そうなりますと、これまでの計画と若干順位が変わってこようかと思っております。整備予定であった地区の皆さまにはご迷惑をお掛けすることも多々あろうかと思っておりますが、ご理解をいただきながら、防災に資する道路の新設、あるいは拡幅、あるいは法線改良、そういったものに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

（坂本議員から「まだ具体的には示せる分ではないと思いますが、これからの将来、その避難道と、それから56号の安全対策とが、この町を救う命の道となるようにご祈念致しまして終わらせていただきます。ありがとうございました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 9時 59分

再 開 10時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

おはようございます。

では、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項としまして、交通弱者の実情とその対策というのが挙げております。

質問の要旨と致しまして、公共交通のバス便につきましては、多くの便がほとんど空といった状態で走っているように見受けられます。

黒潮町地域公共交通総合連携計画（案）によりますと、公共交通の課題として、公共交通サービスの地域格差、エリア、サービス内容等への対応や、利用者の減少と公的負担の増加への対応などを掲げて、地域格差への対応については、今年、佐賀の川奥地区、市野々川地区の公共交通空白地帯を解消し、バス運行を行っているが、その利用状況を伺います。

まず、このことまで伺っておきます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、宮川議員の一般質問の、交通弱者対策についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

黒潮町の公共交通を取り巻く環境はですね、マイカーの普及の向上と黒潮町自体の人口減少によりまして、その運営は年ごとに厳しさを増しております。この状況を少しでも改善する目的で、平成21年度に黒潮町地域公共交通活性化協議会を組織致しまして、その対応を協議致しました。そこで、黒潮町地域公共交通総合計画を策定し、今後の方向が示されました。その中で、まず、公共交通の空白地帯の解消が打ち出され、ご質問のとおり、川奥地区と市野々川地区の空白地域解消に向け、国の補助を受けですね、試験運行を実施してきたところでございます。

運行当初は、月曜日から土曜日に隔日交互に週3回、1地区当たり週3回ですが、その運行を行い、30日間行いました。この期間の利用者はですね、33人と芳しくなく、また地元もこれについてちょっと心配されまして、地元と今後のことに協議を致しました。それで、ルート変更等を協議致しまして、川奥、市野々川、その2路線をですね1路線に統合を行い、従来、国道を走る路線バスの利用がしづらかった国道の対岸地域の集落を走る路線に変更をしてですね、運行を現在行っております。

また、アンケート調査により、利用希望の多かった時間帯を運行ダイヤに組み入れ、1日4便で1日おきの運行としてですね、7月20日より運行を開始しております。11月末までの58日間の運行で、延べ105の方が利用をされております。

また、利用者の内訳と致しましても、新しく通った集落である藤縄地区、坂折地区の方が約6割となっております。路線変更の成果が一定見受けられるという状況にあります。

今後とも沿線地域の方のご意見をいただきながら、利用促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

今の、ちょっと答弁の確認しますけども、その利用者の人数は出てきたのですが、期間というか、月当たりとか、週当たりとか、そういったような感じで再度ご答弁いただけたらありがたいのですが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず最初にですね、川奥地区と市野々川地区、それぞれの路線を組みまして、月曜日から土曜日までの6日間、これをそれぞれ交互に、2日に一遍ですね。1地区については2日に一遍、そういうふうなことで路線を設定して行いました。

場所はですね、基本的に町の補助も含めていやっていくもので、地域の中心地ということで、両地区とも佐賀の町ですね、中心地までの運行ということで行ってきました。その段階で、先ほど言いましたように、33名の利用ということになります。

それから、その後、地域の方もですね心配されまして、できるだけ利用を促進することというようなことでですね両路線の一本化ということが話されまして、それを7月20日から行ったということで答弁させていただきました。ちょっと時間はかかっておりますけれども、どうしてもですね、路線変更となりますと国の認可が要りますので、その関係で路線変更までの期間をかかっております。

ほんで現在はですね、拳ノ川の所から川奥に入り、また市野々川を通過して、答弁もしましたけれども国道の対岸に町道が走っておりますので、それを使ってしておるといふ状況でございます。回数は、これも2日に一遍ということでやっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私がお尋ねしたのは、33名は途中までで、以後、改定してから105名の方が利用されているということで、7月20日から11月末までですかね、月当たり、週当たりというふうに尋ねたと思うんですが、再度。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

週当たりの集計はできておりませんが、7月20日から11月末までの58日間で105名の利用でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、分かりました。

期間がないと、どのくらい利用されているかが分かりづらいと思って、再度お尋ねしました。

あと、その質問の中に、最後に、利用状況を問うということで、何人利用したということは出てきましたけれども、その利用してる住民の方の意見は現在伺っておりますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

利用者そのものの方のアンケートということは、現在まだ、ようしておりません。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

あと、その連携計画、ここに私も一部読まさせてもらったんですが、平成 22 年の 2 月に総合連携計画（案）を立ち上げてですね動いてるわけですが。22 年から 24 年までの間の計画で、以後、引き続いて実施というような形になっておろうかと思えますけども。

この計画、最後のページに実施スケジュールがありますけれども、その実施スケジュールは着実に実行されているかどうか、そのあたりの状況を伺います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはこの計画で進んでおりますが、先も答弁致しましたように、実証実験をする中で、地元との協議をしながらの対応という部分については、この計画どおりでなくてですね、変更しております。

また、全体的なことでもですね、まあ 100 パーセントの計画どおりの実施ということにはなっておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

計画どおりになっていないというのがあるということですので、少し個々について伺います。

1 つは、実施スケジュールの中の、方向 3 の負荷の小さな公共交通の実現の中に、公共交通の相互連携というのがありまして、タクシーの活用というのがございます。平成 22 年度に調整、準備。平成 23 年度に実証運行となっております。

また、方向 2 の公共交通の利用促進の中に、バス利用に関する啓発。その中に、公共交通を利用したエコ活動の促進というので、22 年度に町職員の実施というのが計画されておりますが、2 点について実施状況をお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

タクシーの利用という部分ですけれども。これについてはですね、この協議会の組織は現在もあるわけですが、その協議をしていく中でタクシーさんの意見もいろいろお伺いしておりますけれども、高齢者の方のタクシー利用者にはですね補助金というような話も出ております。しかしながら、これについても対応できておりません。

それから、バス利用に対する職員への対応ですけれども。これについてはですね、20 日を公共交通の日というふうなことも定めてですね対応したこともありました。朝の勤務につきましてはある程度対応できて、帰る便の対応が全くできないというようなこともありまして、公共交通機関の発達していない本町の中ではですね、なかなか取り組めないという状況を今のところ確認をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

先の6月の定例議会だったと思いますけども、先輩議員が、同じタクシー関連とかそういった質問をされたときにですね、調査をしていませんとか、これから検討しますといった言葉がまあ多く見られたようなので、私もちょっと細かいとこまで質問さしてもらったのですが。

全体として、この連携計画、24年度までに無事に計画どおりに進むと、進めるという意味があるかどうか、ちょっと確認させてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、この計画そのものが、もう議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、ICカードの導入とか、デマンド交通の導入とか、いろいろ入れております。現在の状況で、すべてがこれができるという状況にはないというふうに考えております。

質問とは若干それるかもしれませんが、この公共交通の方には相当大きな金を、補助金を出しております、全体でどのようにしていくかということ、今、役場の中では、庁舎の中では考えておまして、今、宮川議員の最初の質問にもありましたように、空きで走っておるとい状況は何とか解消していこうというようなことですね、その方策を今、いろいろ取り組んでいるところでございます。

ちょっと回答にはなりませんけれども、個々には、今言いましたように、なかなか対応できておらないというのが現実でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

私が尋ねたのは、24年度までにこの計画をやっていく意思があるかどうかを尋ねたのですが、再度。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、同じ答えになりますけれども、計画全体を24年度までにやっけていかななくてはならないという事はありますけれども、全体を検討する中で、この計画も反映していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

続きまして、もう1点の、利用者の減少と公的負担の増加への対応について、利用者のほとんどが交通弱者、私が今回取り上げさせていただいた言葉でございますが、この交通弱者と思われる方が、この高齢化が進んでいる中、利用者の減少してるといことでございますが、この要因をどう見ているか伺います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

利用者の減少の要因ということですが、やはりマイカーの普及が第一というふうを考えております。それから、町の全体の人口の減少というものでないかというふうにとらえております。以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

お答えがありました。

この私が、質問事項の交通弱者の実情とその対策ということで、まあ実情ということで。何か、実状が分かっていないんじゃないかなというふうにも思える節がありましたので、またちょっと違った観点で質問します。交通のバスですね。バスを利用されている方は、どういった方だと認識しておられますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、免許を持たない方で、持っていてもマイカーを持たない方で、割かし高齢の方が多いと。それから、病院、それから買い物、銀行へ行くとか、そんなようなことは把握しております。以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ちょっとさかのぼった話ですけども、この総合連携計画を立てるに当たって、地域の住民の方々、特にそのバスを利用されると思われる方々の要望といったのは聞いたかどうか教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

これを立てるに当たりましては、各地域への懇談会とアンケート調査を実施して立てたというふうに従っております。以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

昨日でしたか、高知市の新たな取り組みとして、免許証を自主返納した高齢者へのタクシー料金の 10 パーセント補助という発表がありました。

また、先日、ラジオで、高齢で足元が悪くなったため、以前は病院などへ行く場合もバスを利用していたが、タクシーを利用せざるを得なくなったという言葉がありましたけども、まあ、この後のことは一般的な話として誰もが納得できる話だと思います。

今から申し上げますことは、外からの話ではなくって、私が直接住民の方からお伺いした話ですが、その住民の方というのも私から見て交通弱者と思われる方でございますけども、公共バスは便利が悪いので利用していないということです。便利が悪いとは、まず、便数が少なく、また乗り換えをしなくては行けない。ここの

JRの入野のところで乗り換えしておるのですかね。その上、バス停まで歩いて行って、またバスを降りてから目的地まで歩いていくのが大変ということでございます。ほんで、どうしているかということをお伺いすると、知り合いに頼んで乗せていってもらい、何人かで集まってタクシーを利用するなどして解決されているとのことでございます。

ここで問題なのは、利用していないという言い切るところですね。ほんで、その結果といいますか、利用しづらい、また言い換えると利用されていない公共バスが、町だけではないでしょうけども税金で運用されて、その恩恵を受けるべく、住民、まあ交通弱者だと思わんでも、その方は、自分のお金でタクシーなどの別の便で移動をされている。その上、公共バス事業者が町内にないため、その税金は町外の事業者を支払われている。住民にもですね、町としてもメリットが少なく、デメリットが多い施策となっているように思われます。

その1つの原因としてですね、その対策などを講じる場合に、出発点であると思われ現状把握、これができていないようにも見受けられます。そういった現状についてアンケートを取ったとかいう話があったけれども、その方の言われるには、町の方も私らのところへ聞きに来てくれたことは1回もないというような話でございましたが。

そのあたりについて、ちょっと漠然とした話でございますけれども、どういうふうに今話を聞いて感じるか教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、免許返納の関係ですが、高知市が取り組むということですが、発端は土佐清水市が取り組んだ事例だろうというふうに思っております。このこともですね、自分たちも検討の一つということでは取り上げております。それで、アンケートの中で、宮川議員が聞かれた方はアンケートはしてないということですが、まあ町民全員にアンケートが回るわけではございませんので、そのあたりでご理解願いたいというふうに思います。

自分たちもですね、前段も言いましたけれども、役場の中でも、この公共交通の対応というものが大変課題になっておりまして、いかに利用していただけるか、でないと、税金の投入も課題が残ります。そういうことですね、いろんな協議はしております。まあ、方式と致しまして路線バスが一般的なところですが、デマンドバスとか、今質問にもありましたけれども乗り合いタクシー、それからNPOなどの有償運送等々、数は何点かあるわけですが、それらを考える中で、将来的にはデマンドバスの方向に持っていきたいというふうに考えております。

それで、その中で、税金が町外に出ているという部分ですが、ここまで町は考えんちかまんと言われるかもしれませんが、西南交通さんの方にはですね町内の方も相当勤められておりまして、ここで一足飛びに、もう契約を打ち切りますということになりますと、相当の課題が、問題が出てくるということもあります。まあ一足飛びにはなかなか進みにくいところもありますけれども、住民の皆さんのですねご意見を伺いながら、できるだけ早めに、より良いものの方に対応してまいりたいと。それからまた、利用勝手がいいものに対応していきたいという思いは同じですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

私が尋ねたところとはちょっと観点が違うようには思うのですが。

バスを走らせる目的、それは自分で移動手段を持たない方のために走らせているというのは共通の認識やと思うのですが。その方が、例えば100人おったとしてですね、80人の人がバスが利用しづらいから、もうバスを利用せんと、自分のお金で解決している。そういう状態になってるように見受けられるということを言いようがですよ。

もう少し、これの対策のために職員1名をつけているという話もありましたけども、それと思われる方も、そう人数的に多くはないと思うがですよ。例えば、支線いますか、そういったところに関係の区長に聞くとかですね、現地の住民の声を聞くとかする、そういう気はないがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今のご質問ですけれども、基本的にですね、先の答弁でもお分かりとは思いますが、いろんな方法で今、検討中のございまして、基本的にある程度の方針ができましたら、今ありましたように住民の皆さんの意見を聞いてですね、より良いところに持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

先ほどから申し上げてるのは、その方法論が逆じゃないかということをお願いしようがですけども。いろんなアンケートとかそういったものをですね基にして、検討して案を作る。

先ほど私も申し上げましたけども、その対象となられる方はそう人数は多くないと思うんですよ。直接行って、その要望を聞くという作業も、そんなに大きな作業量ではないと私には思われるのですが。

そこのあたりを再度お伺いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

住民の皆さんのご意見をお伺いするかがということが基軸のご質問の要旨だと思います。

総務課長も答弁申し上げましたとおり、ニーズとマッチしていない施策であるという認識が庁舎内にもございます。それをマッチさせていくためには、住民の皆さんのご意見をお伺いするというのは当然の作業でございまして、そちらの方の作業は進めてまいります。

それからもう1つ、24年度の当初予算の編成方針の中に、この公共交通を盛り込ませていただきました。なかなか24年の4月1日から新たな運行体制でということにはなりませんけれども、24年度中に幾つかの実証運行をさせていただきたいと、まず。その実証運行をするには、当然、地域の方との合意形成が必要なわけがございますから、その段階でもさまざまな地域のニーズがいただけると思っております。

いずれにしても、使い勝手が悪くて料金が高いということでございましたら、議員ご指摘のとおり、施策としてどうなのかということでございますので、料金を安く設定させていただいて、若干不便な部分を我慢していただくのか。あるいは、便利になるけれども、若干お金が上がるのか。あるいは、もう抜本的に、この路線バスという形態から新たな運行形態に移行するのか。こういったことを実証、あるいはニーズ調査をさし

ていただきたいと思っております。そちらの方の、来年度の作業手順につきましては、既に担当の方で進めておりますので。

ただ、庁舎内でも関係者が集まって協議もさしていただきましたが、まだまだ企画段階というあたりでございますので、なかなかここで正式なご提案をお示しすることができないわけでございますけれども、24年度中には新たな形がこう見えてくると、そういったところまではたどり着きたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

はい、どうも。

今、料金の話が出ましたけども、私がお伺いする範囲でいいですか、伺った方の言葉ではですね、バスは利用しないということで、料金面で言えば、少々高くても、実際、タクシーを雇って動きようわけです。その方たちも、お金が高くてもタクシーにするという言い方がです。

そこのあたり、朝、例えば中村の病院に行くとして、朝の便で行って、ここで乗り換えていって、向こうで市内まで走ってくれますんで、また、そこの最寄りの駅で降りて病院へ行って、昼の便に間に合わなければ晩の便になるわけで、一日つぶれると。また、その交通弱者と言われるのは、まあ足も悪い、体力も落ちてる。例えば、買い物に行ったとしても、重い荷物で、駅から家までは歩いて帰れんような状況の方も多いと思われるがです。実際その、そういう利用されてないという状況があると私は思ったもので、もう少し、その計画を練る立場といたしますか、そちらの方も実情を把握してもらいたいと。

何か、こうしてますという話は聞こえるがやけど、それが実態に即してないと。これは、これの補助金というたらなんぼくらいですかね。まあ4千にながしかと思うがですけども。そういう考え方で、この税金いうか、お金を使っていくとすればですね、町の全体の予算が87億かなんぼ、ちょっとあれですけども。これはちょっと、大変な金額になる恐れがあります。というふうに感じるわけです。

一応、対策といたしますか、これは質問ではないがですけども。あるテレビで、タクシーを利用してですね、例えば町の中心部への移動の手段として、基本料金を利用者が負担して、残りを行政が補助する。また、区域外いいますか、町外へ出られる場合については、その超過分を利用者が負担するといったようなことを基本としたサービスを始めたとかですね。そういった同じ補助金、例えば3,500万なら3,500万を使って、同じ額です。その利用する方が、例えばタクシーでしたら、家の前から家の前まで、あまり歩かなくても済む。また、重たい荷物とかいったもんも解消しますし。同じお金を使うのであれば、その利用者により有利なお金の使い方をしてあげるのが行政の仕事ではないかと思えます。

質問ではないと冒頭申し上げましたけども、そこのあたり、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的にはですね、この一般質問でご指摘いただいた事項は、すべて協議のまな板に載っている案件でございます。

それからもう1つ、料金のことでございますけれども、こちらの方も実際にいただいたご意見でございます。その料金と利便性のバランスが取れていないといったご意見も多数いただいているところでございます。

そのような中、総務課長も答弁申し上げましたが、これまでの路線バス、定期便、こういった運行体制が、果たして10年後も確保できるのか。そう考えますと、疑問符が付くところでございます。抜本改正が求められ

ていると思っております。その中で、方向性としてはデマンドということが一番有望なのかなと、そんなに考えております。しかしながら、このデマンドの運行となりますと、さまざまな課題が先進地に出ておまして、これらを精査する必要もあると。まあ担当の方では、ほぼ精査が終わっているところでございます。

これらを24年度に方向付けをして、実証運行さしていただく。町内全線を一括でということにはなかなか24年度はなりませんので、地域を絞らせていただいてニーズ調査ができるような、そういった実証運行をさしていただきたいと、現段階では思っております。先ほど申し上げましたように、まだ企画段階でございますので、正式なご提案をこちらでできるわけではございませんけれども、大きく言いますと方向性はそういったことでございます。

それから、庁舎内での協議の中では、若干重複致しますけれども、共通認識と致しましては、10年後に定期便で路線バスと、そういった形の運行体制の確保は厳しいであろうということでございます。そのために、住民の皆さんのニーズにマッチした、新たな運行体制を模索していく必要がある。しかしながら、これも課長も答弁申し上げましたが、会社で雇用をいただいている町の方もおられますので、そういった雇用対策もしっかりと考えていかなければならない。新たな運行体制の中で吸収できるか。あるいは、そうでない既存の会社の中で維持していただけるか。こういったことも協議の俎上（そじょう）に載ってくると、そのように考えているところでございます。

それから、もう1つ重要な視点として認識していることがございます。これから町が打っていく施策、それぞれあるわけでございますけれども、単独の目的のために単独予算を投下していくということが非常に厳しくなってくると認識しております。

今回、このバスの運行体制の抜本改正。これができるものであれば、単純に移動手段の確保と、そういったところに多額の費用を投下するというのではなくて、さまざまな福祉機能、あるいは複合的要素を盛り込んだものにしたいと考えております。現在、福祉の方で企画を練っていただいております、あつたかふれあいセンターを核とした黒潮町独自の福祉モデル。こちらの方とも十分連携ができると、現段階では認識しております。各中山間でお迎えに上がるといった機能があるわけでございますから、これと、このデマンドを組み合わせ、うまく住民の皆さんに利便性が高く、なおかつデマンドに乗っていただくために皆さんと触れ合うこともできる。そういった福祉的な機能を盛り込んだ運行体制が望ましいのではないかと考えております。

しかしながら、最後で話の腰を折るようでございますけれども、どうしても投下する資本とのバランスというものがあろうかと思っております。そちらの方も重要な検討課題であると、そのように認識しております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

建設的なお話で、ありがとうございます。

今回の私の一般質問をさせていただく中では、やはり何か住民いいですか、利用者のその要望というのがあんまり組み込まれていないようなというふうなことが、いろいろこう案の検討をしていくうちにですね、まあ、すごいそういう思いが強くなりましたんで。

やはり住民が一番大事だと思いますので、そのことを私から申し上げるまでもなく、これからもその住民本意で行政に携わっていただきたいという私からの要望で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5 番（亀沢徳昭君）

議長の許可がありましたので、早速、質問をさせていただきます。

私の質問は2項目事項ありまして、まず、最初にですね、人材育成についてお伺いを致します。

これは皆さん、執行部もよく分かってることとは思いますが、いわゆるまちづくりにはですね、まあいろんな要素があると思われるんですが、その中でも、やっぱり人材育成、いわゆる人づくりが大きなウエートを占めている部分でないかと考えております。

先の、10月の24日からまちづくりを主なるテーマとして、議員で県外研修を行ってきたところでしたが、その研修の中で、私はやっぱりまちづくりについてはですね、人材育成、担い手づくりといいますかが、いかに重要な位置を示しておるかということ強く感じたところであります。

町の設定した、第1次黒潮町総合振興計画の第5章の中に、施策の大綱の中に掲げられておる、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりというのは、私なりによりますと、これはやっぱり人づくりのことを言ってるんじゃないかというふうに考えておるところです。

そこでですね、この総合振興計画を踏まえて、黒潮町過疎地域自立促進計画というものが設けられておると思うんですが、その中にですね、まず1つは、六次産業起業人材育成事業。それから、黒潮町産業振興人材育成事業、黒潮町まるごと活用人材育成事業。それから、観光振興人材育成事業。それから、これは人材育成ということ、語句はないんですけども、I・J・U 者起業支援事業。それから、新規就農者研修支援事業というのが載っておるわけですが、その事業内容および進捗状況。

併せて、この事業の内容をですね、どのように町民に広報してるかということもまずお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

亀沢議員の、人材育成についてお答えさせていただきます。

議員が申しますように、町の活性化、維持、発展。さらには、地方分権、主権時代の厳しい競争社会を生き抜くためには、人材育成は大事なことであり、必要不可欠というふうに考えております。そのために、平成22年度に策定しました黒潮町過疎地域自立促進事業計画の中に、さまざまな人材育成計画を立てたところでございます。その事業につきましては、今、亀沢議員が申しましたような内容でございます。この計画にあります内容につきましてはご承知のとおりと思っておりますけれども、その事業内容、また進捗状況を申し上げます。

1つ目の、六次産業起業人材育成事業では、自らも第一次産業に従事しながら二次加工から販売まで行う六次産業化は、現実には大変厳しいものがあります。が、六次産業を担う人材育成は必要ということでございまして、その六次産業化を担うための基礎知識を学ぶ講座の開催、また販売実績などを考えております。この部分については、まだ具体的には進んでおりません。

次に、2つ目の、黒潮町産業振興人材育成事業でございますが。これも黒潮印の商品コンセプトを真に理解し、消費者の動向、心理調査、食品表示の基礎知識などを学ぶ講座の開催や、商談会に向けての事前訓練、県内外の催しでの販売への参加などを計画しておりますが、まだ、この部分につきましても未実施でございます。ただし、現在、取り組みに向けて検討中というところでございます。

次に、3つ目の、観光振興人材育成事業でございます。町内の観光施設では、観光客に対して十分な接遇ができていない状況ではないかと考えておまして、運営や接遇研修などを行う計画でございます。その取り組みとして、現在、高知県産業振興アドバイザー事業を活用し、佐賀の一番館や漁家民泊を対象に、作業全般にかんしての衛生面をはじめ、運営や接遇についての研修を実施しているところでございます。

次に、4 つ目の、黒潮町まるごと活用人材育成事業でございます。この事業は、現在、整備を進めております情報通信基盤整備を活用して地域の情報を提供できる能力を持った児童を育成するため、地域資源活用育成事業を計画しております。これは仮称、映像甲子園という名前をつけておりますけれども、そうしたことや、町内学校を卒業した黒潮町の子どもたちは、大半が現在、町外へ出ている状況です。この出ていく皆さまは、全国、あるいは世界中に散らばった黒潮町出身者がですね、その各所で黒潮町のPR ができれば、これらの人々は貴重な黒潮町の営業マンとなるというふうに考えております。そのために、黒潮町を深く知り、黒潮町を深く語ることができる人材を学校教育から取り組む、君は未来の黒潮町の営業マンという事業を計画をしております。この取り組みは一部としまして、平成 23 年度から県の補助事業を活用して、考え方で開く地域産業の振興、地域と世界をつなぐ地域資源活用ネットワークの創造事業で取り組んでいる部分もございますが、まだ全体的には取り組みが進んでないといった状況でございます。

次に、5 つ目の、特色ある教育の事業推進でございます。この事業は、学習支援員の配置や、進学時のギャップに対するサポートを行うことで、学力の基礎、基本の定着を目指すとともに、学力の向上を図るものでございます。具体的には、平成 23 年度から町内全校に学習支援員の配置を行うとともに、中学校に進学時の学習サポート支援員を配置して、学力向上に取り組んでいるところでございます。

また、新規就農者の事業につきましては、現在、その事業は進めております。この事業につきましても、後継者の育成ということが非常に大事になってまいりますし、人材の育成という意味で取り組んでいるものでございます。

I・J・Uにつきましては、この分についてはあまり進んでないといった状況でございます。

このように、一部取り組みを始めている事業もありますが、特に産業振興関係の取り組みが遅れているといった状況でございます。今後は、高知県産業振興事業や過疎債などの活用を図りながら、取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

特にですね、今回、この過疎計画からはですね、過疎債のソフト事業ということで、いろんなこういう人材育成事業が取り組めるようになっておりますので、そういったもんも最大限活用しながら人材育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

今の私の質問の中で、最後のその、いわゆるこういう事業がありますよというのを町民の方にどういうふうに広報してるかという質問に対しての答えがなかったように思えますが、そのところをお答え願います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

申し訳ありません。お答えが抜かっておりました。

こういった事業の広報につきましては、その事業を行う段階でですね、事前に関係者の皆さまとか広報などでも周知をしていきたいと思っておりますし、また現在、情報基盤が進んでおりますので、そういった告知端末の活用とか、そういったさまざまなものでですね広報をやっていききたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

これは、このことだけに限ったわけではないですがね。やっぱり執行部なり、町なりが企画したものについてはですね、やっぱり町民に広く知らせる。やはり情報を共有するというのが、大きな、非常に大事なことだと思っておりますので。実際、この過疎地域自立促進計画というものがあるということを知ったのはですね、私の勉強不足というか、あれがあると思うんですけども、9月の議会のときにこの変更内容が出たときに初めて、あ、こういうものがあるのかということを知ったわけです。

こういう計画書なり重要な施策のある分についてはですね、せめて各地区の区長にですね、こういう事業をやってますので住民の方に知らせてくださいよというような手段が取れないのか。

それをひとつお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

行政の情報の共有化というのは非常に大事になってまいりますので、そのことについては現在もですね可能な限り努めておるといふふうには考えておりますけれども、なかなかすべてがですね周知できないとこもございまして、こういった計画につきましてはもちろん区長会等でもさまざまな周知は図っておりますし、今後ですね、こういった事業につきましてはいろいろな形でですね周知を図ってまいりたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

今の事業内容を先ほど言ってくれたわけですが、その事業内容を伺っておりますとですね、まあ六次産業の部分と、それから黒潮町産業振興人材部分、それから I・J・U 者起業支援事業というのは内容的にちょっとかみ合った部分があると思われるんですが、これらを一一つやらずでなくて、もうそれらを統合してですね、より質の高い事業展開をする考えはないかということと。

もう1つは、今、政府が推し進めようとしておる、いわゆる TPP が締結された場合、この黒潮町の基幹産業の一つである農業にも影響が出てくるとされるんですが。強い農業、もうかる農業を築き上げるためにも、いわゆる六次産業起業人材育成とか、黒潮町産業育成人材事業などの推進がますます必要になってくると思われれます。

先の9月の議会において、この六次産業起業人材育成事業について質問をしたところ、そのときの答弁では、希望者というか応募者がいないということで、まあ何か、そういう人がおればやりますよという、いわゆる消極的な姿勢が見られたんです。そうでなくて、そういう人材が出てくる下地をやっぱりつくるのが行政の役目でないかと思われるんですが。昔からの言葉に、人は城、人は石垣、人は堀という言葉があります。これは、いわゆる人づくり。まちづくりは人づくり。いわゆる国づくりは人づくりということ言っているとありますが、この人材育成にかんして、町はもっと積極的に取り組む必要があると思います。

そのことを併せてお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

事業の統合化でございますけれども、この件につきましては、統合する、今のところでは考えておりませんが、それぞれ連携を取りながらですね進めていくということは非常に大事になってくると思いますので、そういった連携はですね取りながら進めていきたいというふうに考えております。

また、この人材育成がですね、今後のTPPの対応にも生きてくるのではないかとというふうなご質問でございますけれども、そういうふうにも私も考えておまして、TPPの対応にもですね、人材育成は非常に大事であるというふうに考えております。やはり基礎をつくるのが大事であるというふうに考えておりますので、まあこういう形で一応計画も立てておりますので、積極的にですね、この事業も進めていきたいというふうに考えております。

まあ、町の姿勢じゃないかというご意見もございましたけれども、そういうふうにとらえられたということであればですね、今後とも積極的にいろんな形でですね周知も図っていきながら、そういったいろんな生産者団体、生産者、そういった方々も協議しながらですね、コミュニケーションを図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

この人材育成については積極的に取り組んでいくというお答えを得ましたので、次の質問に入っていきます。2つ目の問題は、これは農業用水について伺いますが、まあ私の地元のことでありますので、あまりこういうことはあれですけど。

まあ大方南部地区、いわゆる田野浦、出口はですね、花卉（かき）栽培をはじめとした施設園芸の盛んな所であるということは皆さんよく分かっていると思うんですが、その、いわゆる農業に必要な農業用水の確保にちょっと苦慮してる所があります。

確かに田野浦で言いますと、田野浦には一応2つの河川はあります。いわゆる田野浦川と西間川という2つの河川があるんですが、これは河川と言っても溝のような形のもので、奥行きも非常に短くて、特に西間川というのは国営で山を全部つきまして、上流の部分の所がですね、いわゆる川でなくて溝のような形になっているような状態です。この西間川も同じですが、特にこの田野浦川につきましては、途中で水をくみ上げるところがあるんですが、ポンプで。そこから下、いわゆる貯水場所から下の下流はですね、そこで水をくみ上げるために、特に渇水期なんかになると水は一切流れてない。流れてるのは生活用水だけじゃというような状態があります。

まあ町長もですね、地区懇の所へ出席されたときに、この水の問題、よく承知しておりますということでの話でした。で、その話を受けて地区の方が、一体、こういう話があったのに、あれから何ちゃ言わんかよという話がありましたので、ここで、その後の町の取り組み。

まあ、どういうふうになってるかとかいうことをお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは亀沢議員の、南部地区の用水問題について、私の方からお答えさせていただきます。

この南部地区の農業用水についてはですね、水質、あるいは水量、これに問題いか課題がありまして、まあ今まではですね、宿根カスミソウやテッポウユリ、リアトリス、そういう比較的灌水（かんすい）量の少な

いですね品目の施設栽培がですね露地栽培で取り組みをされておりましたけれども、まあ、この取り組みについてはですね、国営農地の3団地とですね、構造改善の6圃場（ほじょう）整備地。これらにおいてですね、栽培面積約20ヘクタール、販売金額でですね4.1億円と、県内有数のですね産地となっておりますけれども。

しなしながらですね、議員言われるようにですね、近年、水問題で非常に困っているというのはですね、宿根カスミソウの不振や、景気の悪化などによりまして栽培面積も減少しまして、代わりに用水をですね多く必要とする品目のダリアとかテマリソウ、これらに転換するというような形やですね。また、ニラやオクラの野菜への転換が進んできておまして、灌水（かんすい）設備が老朽化も加わってですね、散水作業時間にも非常に時間がかかるとか。まあ渇水時にはですね、議員おっしゃるように、水がないもんで出ないという状況もありまして、大変苦勞されている現状であります。

この水問題の対策についてはですね、まあ大西町長へ、JA高知はた大方花卉（かき）園芸部からですね12月25日に陳情書も提出されていますし、以前、県庁の方にもですね、農業振興部の方ですけども、町長と一緒に出向いてですね、黒潮町の課題の1つであるという話もしておりますし、まあ町長も十分この件はですね認識をしております。

また、町の取り組みを問うということですけども。このことにつきましては、町だけでなくですね県の振興センターと、当然、JA高知はた、それから黒潮町、それから各団地のですね農家代表によりまして、打ち合わせ会をですね、まあやって。現状聞き取りやですね、対策の取り組みについて一緒になって進めていくという確認も取っておりますし。先の11月18日のですね、関係者会議いうて、これらのメンバーで行ったがですけども。その中で、高知県の振興センターと、黒潮町と、JA高知はたと、花卉（かき）園芸部会の新旧役員の代表者、これらによってですね、まあ仮称ですけどもプロジェクト委員会いうもんをつくってですね、当面はこの花卉（かき）の部会を中心にですね協議をしてですね詰めていくと。その後、関係の農家にですね周知しながら、合意的なもんも得ながらですね進めていくということで、まあ年明けにですね、このメンバーで会合を持つ計画になっております。

そのようなことでですね、町もですね、この件にかんしてはですね関係機関と一緒に進めていきたいと、そういうふうを考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

まだ、だいぶ時間がありますけども、これで私の一般質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 31分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

午前中の坂本議員のご質問への答弁で、津波被害想定地の建築規制の答弁で、来年通常国会にという答弁をさせていただきました。

調べさせていただきますと、去る7日、津波防災地域づくり法が参院本会議で可決成立しております。答弁の訂正をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

それでは質問させていただきます。

1番目は、国道56号大方バイパス工事についてということで、この件につきましては、先般11月25日の高知新聞で既に皆さんには報道されましたが、大方バイパス全長2.6キロメートルが工事に入ったということで、この黒潮町にとっては長年の課題が少し前進されたかなと思っています。もう少し詳しくお聞きしたいので、次のとおり質問致します。

まず1番目ですが、バイパスの完成はいつごろになるのか、見込みを住民に明らかにしていただきたいと思ひまして質問します。町の熱意が国土交通省までしっかりと届いた結果だと今回は思いますが、地域の交通安全要望から始まり、いろんな紆余（うよ）曲折があり、議論を重ねた末の着工ということだと思いますが、事業決定から既に13年も経過したので、時代が変わり、今は南海大震災の兼ね合いも新たな課題になりつつあります。長期化の原因について、町や国土交通省はどのように捉えていますか。全体の用地買収、進捗率35パーセントと低い契約件数ではどのくらいなのか。ごめんなさい、ちょっと言葉が。35パーセント低い、契約件数で言いますとどのくらいなのか。公表できるところは公表していただきたいと思ひます。関係者にはしっかりと説明をしていただいて、早く住民の関係の皆さまに安心していただくように、町は全力を尽くして決着を図っていただきたいと思ひます。完成は2016年以降という報道でありましたが、これは間違いがないでしょうか。先延ばしもあるのか、そこらあたりも踏まえてお聞き致します。

この件につきましてちょっと補足しますと、長いことその用地の関係で執行部の皆さまもご苦労されてると思ひますが、この事業に当たってはですね、それぞれまだ意見もちらほら違いが聞かれます。私は、本来このバイパスについては、個人的にはこのルートとか、そういうものにはすべてに賛同するものではございませんが、もう町が先人たちの決意によって、このバイパスを決めた以上は速やかに住民に、そして通行する方々に、安心して利用いただけるような方向を持って進んでいただきたいと、このように考えております。

まず、第1問についてお答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

山崎議員の国道56号大方バイパス工事の、マル1の質問についてお答え致します。

このマル1の質問内容は大変詳しく書いていただきまして、答弁する方も大変楽なことになりました。マル1を要約してみますと、おおむね3つの内容にまとめられているのではないかと、そのように考えます。

1つ目は、完成見込みはいつになるのか。2つ目は、長期化の原因を町や国はどう捉えているか。そして3つ目は、用地買収の進捗率はどうかというご質問であろうと思ひますので、通告書に基づきましてお

答えをします。

まず、バイパスの完成はいつごろになるかという、その見込みですけれども。このことについて新聞報道もありましたけれど、再度、国土交通省の方に確認を致しましたところ、やはり新聞報道のとおり、平成28年度以降の供用予定ということでございます。さらにホームページ等でも確認致しましたが、供用年度は公表しておりませんでした。

次に、長期化の原因についてどう捉えているかということでございますけれども。このことにつきましては、これまでの議会や一般質問および質疑等でも度々取り上げられまして、その都度ご説明なりお答えをしております経過もあります。約13年にも及ぶ詳細については、まさに山崎議員もおっしゃるとおり紆余（うよ）曲折という言葉が妥当ではないかと思えます。総じて言えば、地権者の方々へのご説明に相当の時間を費やしたといったことが要因と考えております。

そして、用地買収の進ちょく率についてでございますけれども。用地買収については平成21年度から再開を致しまして、平成22年度からは黒潮町が国交省から業務委託を、事務委託ですけれども受けまして、現在、買収を進めているところでございます。先般の新聞報道では、10月末日現在で約35パーセントということになっておりまして、山崎議員の思いでも低いのではないかというふうなことでございますが。この35パーセントというのは、国交省の業務がすべて完了した進ちょく率、つまり登記が完了して、代金が支払われた進ちょくでございます。その手前、何を基準にするかといったこともございますが、町が国交省から事務委託を受けている進ちょく率といったものも、まあ買収までの経過の中であるわけでございます。

それを発表致しますと、町が事務委託を受けているのは地権者との契約まででございます。それは工区を2つに分けて、現在、この役場から東、浜の宮地区、早咲地区については、この12月の12日現在で進ちょく率は約88パーセントでございます。そして、役場から西の入野本村から芝に至る所では、現在用地幅杭の打ち込みとか用地相談、買収を進めておりまして、約7パーセントという数字になっております。

ご質問のマル1の中で、契約件数ではどのくらいになるかというご質問がございました。それも同じく、役場から東と西とで申し上げますと、役場から東では約81パーセント、西では約13パーセントということになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

新聞を見た以上は35パーセントというような書き出しでしたので、こんなことで着工したら完成が2016年ということでしたけれど、ええろうかという心配をしての質問です。

まあ、着工した以上は完成さすというというようなことで町は取り組んでいると思いますが、そのまだ今88パーセントというような数字を聞いたわけですけど、これに残る数字ですね。12パーセントですか。これらの問題、この方たちの、残る方たちの配慮。これが町や国交省がですね、どの程度できるかによって、スムーズな完成ができるというふうにとらえられるかと思えます。どうかですね、何言うかな、まだ契約まで至ってないこういう方たちに配慮をしながら、できるだけ町の行政は手を尽くしてですね、この工事完成に向けて努力していただきたい。

このバイパスは、簡単にこういう8の字ルートということで、完成したらそれでいいわということではなくてですね、当初の目的で交通安全、それから住民の生活の向上、こういうところまでですね考えてやられていると思えますので、皆さん地権者の方にご迷惑も掛けたいけれど、出来上がって見たらやっぱり賛同して良かった

ねというような、そういう気持ちの上でもですね喜んでいただけるような、こういう配慮をしていただきたいと思います。人事を尽くして天命を待つというような言葉もござりますが、やはり各担当者、執行部の皆さま方、大変ご苦労ではございますが、相手の気持ちになって、相手の気持ちを察して説得していきけるような努力、これが大事かと思しますので、ぜひですねその残りという言葉は悪いですけど、まだ悩んでおられる方々がおるわけですので、ぜひ、おれはやり切ったぞと、行政マンとしてやり切ったというぐらいの気持ちで接していただきたいと思います。

もし行政がですねなかなか入り込みにくいということであってもですね、第三者とかその方たちに一番説得力のある方、これを選んで、ぜひその気持ちのいい決着の仕方、そういうことを私は切に望んでおります。

もう一度、その心構えをですね聞かせてもらったらありがたいです。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

町と致しましても、誠意を持って地権者の方々にご説明をして、業務に務めてまいりたいと、かように考えております。よろしく願います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ぜひ、今、私の言ったようなこと踏まえて、よろしく願います。

続いて2番目ですが、地域の津波対策や騒音や照明対策への配慮を聞きますという質問です。

これは、バイパスができれば、もしくはバイパスが今着工されておりますけれど、一番私が先に考えたのはその騒音ですが、現在の旧国道、今の国道ですね、これの騒音。それから、これからやろうとするバイパスの現在ののどかな地域の騒音、それから完成後の騒音。これをしっかりと測量しておいてもらいたい。というのはですね、やっぱり今まで自然体で生きてきた方々がそこで生活していて、バイパスができたためにやかましいとか、それから生活が、深夜うるさいとかで眠れんとか、いろいろなことも出てくる可能性もございます。現状のまず騒音調べていただいて、使用前使用後ではございませんが、ぜひですねその対策も取れるように現状をしっかりと認識していただきたいと思います。

それからその津波対策ですが、このバイパスによって、やはりこれから沖合いにあります、南側言いますか、その浜の宮とか万行とかいう地域の方々、この方々がこのバイパスによって自分たちの生活が遮断されたなどというようなことのないように。これは先の先輩議員も質問もありましたけれど、津波対策じゃ避難道、こういうものはですねしっかりと、そのバイパスによって悪影響の出るようなことのないように、補足的にぜひその対策を組んでいただきたい。

それからもう1つは照明の関係ですが、照明はですねそのバイパスにはもちろんのこと、その照明施設等とか多分つくと思うがですけど、バイパスができて地域が明るくなってね見通しがよくなったね、明るくなったね、夜も心配ないねというようなことまで配慮して、そういう照明器具ができないか。こういうところでございます。

それから旧道、旧道といいますか、現ルート56号の早咲から芝、そういう関係の方たち、今のルート56号に何か補足してですね歩道が安心できるとか、照明がまた余分に付帯施設が出来たとたねというようなことまで配慮されているのか。

そこらもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは山崎議員のマル2の、地域の津波対策や騒音や照明対策への配慮についてのご質問にお答え致します。

まず津波対策については、昨日、町長の方からも森議員さんに対しましてある程度ご答弁をさしていただいたところですが、このバイパス、いわゆる改良道路は道路幅員も19メートルから22メートルと、大変広く設定されております。東日本での教訓で、車では逃げないよというふうなこともございましたけれども、どうしても交通弱者の方々は車を利用してでの高台への移動ということになろうかと思えます。そういった観点から致しますと、緊急避難路としての利用が可能と考えておりますし、また津波の被害後、どの程度の津波が来るのかまだ分かりませんが、広い幅員を活用してのがれき等の撤去等も早急に対応ができるものと、そのように考えております。また、この改良道路を交差接続する町道では、拡幅工事や一部新設工事等も計画しております、大方バイパスから海側にわたる浜の宮、新町、万行地区からの避難経路を確保したいと、そのようにも考えているところでございます。

さらに、庁舎移転予定地付近の改良道路の計画高についてでございますけれども、先の9月議会で下村議員にご答弁致しましたように、計画高の見直し等、国交省に現在要請をしているところでございます。

次に、騒音につきましてですが、現国道、現在の国道56号についてですけれども、平成20年の10月28日に大方改良環境調査というものを行ってございまして、その調査結果からご説明致しますと、現道の騒音は昼間の環境基準である70デシベルを超過しているという結果が出ております。これは騒々しい街頭での騒音と同レベルということでございますけれども、大方改良が整備されることによりまして、この現道の交通量が大方改良の方に分散され、環境基準を大幅に下回ることが期待されるという調査結果が出てございます。この調査は現道の沿道環境の改善を予想したものですけれども、新しくできる大方改良にしても現道と同様、交通量が分散されます。さらには、新しい道は幅員が広い分、外側車線から民家に至るまでの距離が相当取られますので、現道よりも騒音は低くなるのではないかと、そのように考えております。

そして、道路照明につきましても、町道が新しくなったりすることで交差点部分を含め、それは今後、中村河川国土事務所に対してより良い道路にするために要請をしていきたいと、そのように考えております。

そして最後、補足ですか言われました、旧国道のことでございますけれども。実は、これも国土交通省、中村国土出張所、古津賀にある事務所の方と、大方改良が完成するまでの間に徐々に補修なりをしていくような話し合いを、今詰めているところです。できてから即直してくださいというようじゃあ、予算的にも期間的にも無理がいきますので、大方改良が完成するまでの間に徐々に使いやすくなるように協議をしていこうという話にしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

やはりそのバイパスに関係して、その今現在生活されてる旧国道沿いの、旧とは言葉が悪いですけど、現国道沿いの生活されてるお店屋さん、それから行き来している児童生徒、そういう方たち、高齢者の方たち、合わせて安心できたねと。良くなったねと。それともう1つは、今言う用地の提供されていた方も、こんなにみ

んなに喜んでもらえるなら良かったなというようなことをですね、早めに皆さんに周知して、このバイパスができたらかうなりますよというようなことはですね、ぜひ公表できるところは公表して、夢を与えていただくようなことが大事なと思いますので、よろしくをお願いします。

そこらあたりの将来的な構想といますか、そういうこと。今、説明もいただきましたけれど、もうちょっと大まかにあればですね、こういう付帯工事もやっていきたい、これもしたいというようなことがあれば、今教えてください。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

11月28日ですかね、早咲改良工事が着工になって、その前に広報12月号で、大方改良の概要及び今後の予定ということで、見開きで12、13ページだったかと思うんですけども、発行させていただきました。そちらの方に、今後の予定等も載せていただいております。

用地買収についてはなかなか目で見ることが取ってできないんですけども、メイン工事、いわゆるハード工事の方は日々、目で見てどの程度進んでいるということがお分かりいただけようかと思います。そういったことも含めまして、折を見ながら広報等でまたご周知していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

住民の皆さんにはですねぜひ心配のないようなことを、先手先手で伝えていただきたいと思います。

それでは第3番ですが、庁舎建設との関係でバイパス工事の遅延はないですかということでございます。

今度、スケン谷の方に新庁舎ができるというような構想で今進まれているようですが、このバイパスと、それから新庁舎の絡みによって、今言う2016年の工期が遅れるというようなことが考えられるのではないかと私自身が思うがですけど、そのバイパスはバイパス、庁舎は庁舎という考え方でいけるのでしょうか。

それと現庁舎、この現庁舎がそのバイパスのルートの中に入っちゃうということを聞きますので、この現庁舎は取り壊すがじゃおかどうじゃおか、そこらもちょっとお聞きしたいがですけど。

そういうもろもろの関係で16年が遅れますよという懸念があるかどうか、これをお答え願います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

山崎議員のマル3の、庁舎建設との関係でバイパス工事の遅延はないかということについてお答えします。

庁舎建設予定地の担当というのは総務課にありますけれども、庁舎建設予定地の造成工事が始まれば、この大方改良の一部を工事用道路として利用させていただくことになろうかと思います。庁舎建設担当部局との連携を取りながら、遅延しないように取り組んでいきたいと、そのように考えております。

また、例えば現在の予定地に庁舎ができてからでないと、この庁舎を取り壊すということにはならないかと思えます。これは私の考え方、考えですけども、最終的にはここの役場の所が一番最後になるのではないかなと、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

私は町長にお聞きしたいのですが、その 2016 年に私はこだわっておりません。私自身はこだわっておりませんが、既に公表されたものですので、住民の方たちがまだ先送りか先送りかということのないように、そういう心構えでぜひお願いしたいと思うのですが。

町長、いかがですか。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

現在、国土交通省が公表しております供用開始見込み、こちらにつきましては平成 28 年度以降ということでございます。

ニュアンス的にはですね、平成 28 年に供用開始されるということではなくて、平成 28 年までの供用開始は無理ですといったようなニュアンスでございますので。その先にですね、平成 28 年以降、一日でも早い供用開始を目指して、町としてもやれることはやっていくと、そういったところでございます。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

確かに新聞見たときに、この以降という書いちょうがちちょっと問題じゃねやという感じがあるので、何年たっても先延ばしになるかなという心配をしたがです。町長、ぜひそれに近づけてやっていただくということで、それはそれでよろしくお願ひします。

やはり、こういう大きな重い問題についてはですね、ぜひ執行部の皆さまもそういう気持ちを町民の方、関係者の方にぜひ示していただきながら努力をお願い致します。

以上で 1 番終わります。

それから続きまして、佐賀の町史と漁民史はできないかということでご質問致します。

これはですね、合併前の行政や町の歴史を振り返るときには、大方には大方町史、佐賀には佐賀町郷土史、それから佐賀町農民史などがありますが、残念ながら旧佐賀の場合ですね、住民に向けた町民史とか漁民史の編さんがされておりません。行政の保管している出来事や資料、町民の持つ古文書や写真や資料、時代背景などの収集編さんにつきましては、今この時期にですね、これらに取り組むべきだと考えています。合併後の黒潮町はこれからの資料を十分残していけますが、合併前の佐賀地域の漁民史や町民史を編さんすべきと思いますので、町の考えをお聞きします。

そのなぜか言うたらですね、まず我々の先輩たちが日に日に亡くなっております。いろんな聞き伝えはされておるとお思います。各家庭では聞き伝えされておりますが、早くこういう資料収集とかに取り組まなければですね、時代遅れにならあせんかなと思っておりますので、町の考えをお聞きします。

ほんで行政がですね主体となってこれを発信してですね、予算を組んで、これらの写真や資料の収集に取り組むべきかと考えていますので、町の考え方をお聞かせください。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (金子富太君)

山崎議員の、佐賀の町史と漁民史ができないかについて、私の方からお答えさせていただきます。

黒潮町内で発行された黒潮町の歴史を記載した主な書籍につきましては、議員が申されるとおり、大方地域のことは平成6年に大方町が改訂発行した大方町史があります。また、佐賀地域の歴史のことを記載した書籍は昭和40年に佐賀町教育委員会が発行した佐賀町郷土史、昭和58年に佐賀町農業共同組合が発行した佐賀町農民史などがあります。

合併前の佐賀地域の漁民史や町民史を編さんすべきとのことですが、これらを調べて編さんするにも多くの時間と費用が必要になります。このため、次に町史を編さんする際に、合併前の佐賀町のことや漁業のことも含めた黒潮町史として編さんすべきと考えております。黒潮町史もいずれかの時期には編さんすべきと考えていますが、今のところ作成の予定はありません。

次に、佐賀地域の漁民史や町民史の編さんに向けての行政が主体となって発信し、予算を組んでこれらの写真や資料の収集等に取り組むべきとのことですが、今のところ、予算を組んで収集する予定はありません。資料等について寄贈していただけるならば、できる範囲で保管をしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

非常に残念な返答でございまして、ちょっと立腹しておりますけれど。

やはりですね、その歴史をひもとくということがいかに大事かということをやっぱり認識していただきたいと思えます。金がないからやらんとか、そういう問題じゃなくして、こういう資料集めはですねそんなに金要らんと思えますよ、本気で行政が取り組む気持になれば。そして、それは町民にですねアピールして、大事な資料があれば、ぜひ町の方へお知らせください。こちらからまいりますというような感じで済むわけですので。難しく考えたら、確かに金はあると思えます。でも、毎年毎年100万ぐらいの金額を組んでですね、資料収集し、それからその編さんのための委員、そういう方を募ってですねやればいいことだと思えます。

これは先送り先送りにしているとですね、ますます合併の意味もですね、それから佐賀という認識がですね薄れてきます。

やはり今、やろうという返事をいただきたいがです。どうですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

先ほど次長が答弁を致しましたように、現在ですね佐賀地域には、特に佐賀農民史というかなり詳しい資料がございます。そういった資料とですね、それから現在の大方町史、こういった資料をですね次に町史を編さんする場合にはそれを合わせてですね、あくまでも黒潮町史という形の編さんになろうかと思えます。基本的にですね、佐賀地域とそれから大方地域、特に歴史面でですねいろいろとその共通した事柄もがございます。あえて今の時点で佐賀の歴史集を編さんするよりもですね、そういった合同した歴史集を作るのがベストではないかというふうに考えております。

それから歴史の資料等でございますけれども、これにつきましても貴重なものもございますので、可能であればですねそういった形で寄贈をしていただいて、できるだけ町の方で保管をしていくというふうな方向で進めたいと思えます。予算を組んでですね、特に収集に取り組んでいくというところまではですね、今のところ考えておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

教育長自らも、なかなか予算を組んでということは考えてないということですが。町のこの振興計画を見ておりましたもですね、やっぱりこの資料を整え、歴史に残すというようなことは大事であるというようなことが書かれてありますけれど。ちょっと私の方が興奮して、すみませんが。

私はね、佐賀だけの町民史ということにこだわりはしてません。その要するに早くですね、その資料。今集めんとですね、漁民史という名目にするか町民史にするか、それは別にしてもですね、農協史に載ってないもの、佐賀の郷土史に載ってない、それから行政の行ってきたこと、こういうものがね廃っていくのが怖いがですよ。というがは、我々の先輩、私たちの年齢でさえもう 60 超えた、こういう時代でございます。まして 80 じゃ 90 じゃというような方がですね、重要な考えじゃ、思い出じゃ、そういうことを何もしないうちになくしてしまう、これが一番心配ながですよ。やはり日ごろからこの歴史の編さん、文化財の保護も一緒ながですけど、今できることを今集めて、残しておかんとなくなる、こういう心配をします。各家庭ではその高齢の方が、家族の方が亡くなった場合には、かなりの書類じゃ、写真じゃを整理されると思うがですよ。そのまんま、だいぶ廃っていったものがあるのではないかとこの心配をしております。

どうかですね、町がその気になってこの歴史の保管、重要書類の保管、こういうものに入り込んでいこうという気持ちを持っていただきたい。この振興計画の中にあります、町は何を考えようがじゃおかと思うような気持ちでおるのでよいよ。

まあ、要はですね、その大事な書類、大事な写真、大事な出来事、これを住民のためにどう残すか。ぜひもう 1 回、このことを答弁願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

議員申されますとおり、その貴重なその歴史的な資料とかですね、そういったものの保存、あるいは保存につきましては重要なことであろうというふうには思っております。年がいくに従ってですね、そういった貴重な資料等が失われていくということも現実にはあろうかと思えます。

ただ、例えば町の方にですね、そういった町のその歴史館とかですね、町の資料館とか、そういったものがあるというならばですね、そういった資料収集をしてですね、そういった所へ展示をしたり保管をするということもできます。現在のところはですね、各部署で可能な限りですねそういった資料につきましては保管をするといったような態勢で取り組んでおります。収集に乗り出すというふうな形まではいきませんが、可能な限りですねそういった資料は保存できるような形でですね、町の方も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ようやく見つけたので。この振興計画の 74 ページにですね文化財の保護継承というのがございます。その中にですね、これまでに先人が残してきた貴重な資料が数多くありますと。これらの資料を再点検し、黒潮町町史編さん活動を推進することが大きな課題であるというふうに書かれております。この大きな課題という

認識がですね、今の教育長のお話では妙に受け取れ難いというように思います。もっと前向きに取り組んでいくと。どう取り組むかは、もう行政の方で考えてもらわないかもしれませんが。そして、我々地元のそういう先人たちとのですね触れ合いを深めていただいて、それから、かなりの資料を持っている方もおります。そういう人にも当たっていただいて、やはりこの大事な時代の資料を残していこうという意気込みが大事かと思います。それをせずに、こういうふうに文言だけで大きな課題であるというような書き方で残すのはどうかと思います。やっぱり実践していく。それは何年かかるか分かりませんが、黒潮町史まで編さんするいうたら。分かりませんが、50年に1回ぐらいはやはりこういうものを立ち上げていかんとですね、人がいなくなります。資料もなくなります。

我々が早100年前のことがですね、ほとんど分かってないがですよ。言葉の上では各家庭じゃ、先輩らから聞くわけですけど、資料としてみんなが見れるようにするにはどうしたらいいかということをごひ考えていただきたいと思います。

まあ、しわいようですけど、もう1回答弁お願いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

まずですね、その町史についてでございます。町史につきましては先ほど申しましたように、必要性は認めますけれども、合併して6年目ということで、現時点でですね黒潮町史という形で編さんをするという考えは今のところございません。

それから資料収集につきましては、議員が申されるとおり非常に貴重なもの等もございますし、寄贈していただけるという方がおられればですね、町の方で保管方法等考えて保管をしていくということになるかと思っております。ただ予算を組んでですね、毎年その資料収集に乗り出していくというふうなことはならないというふうに思っております。

なお、その町史の関係で、貴重なその歴史的に詳しい方とかですね、年がいけばそういった形でだんだん編さんが難しくなるということがございますけれども、佐賀の農民史あたりを見てみますと、かなり詳しくですね、以前のことも載っております。それから先ほど申しましたように、大方町史と佐賀町史、当然、その地域的なつながりもありますし関連もあります。今すぐにやらなければ、なかなか町史の編さんが難しいということにはならないというふうに考えますので、編さんについてはもうちょっと先になるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

どうも、やはりちょっと食い違いがございますけれど、何でしょうかねこれは。

今の教育長はそういう考え方のようですが。ぜひですね、その今なくなるということに対しての危機感。こういうものが言葉の先に出てくれば私もありがたいわけですけど。黒潮町史の編さんはまだ考えてないとか、佐賀町史の編さん考えてないとか、それから農民史に載ってるからそんな必要はないというような感じの言葉でですね、行政が今まで、佐賀の行政が過去町制を敷いてからですね、その前の村政を敷いてからのデーターについてもですね、農協史なんかには載ってないがですよ。その確かに古い時代はこうであったというのはあ

りますけれど、その行政における内容の統計的なもの、事業のこと、そういう諸々のことがですね載ってないです。そういうことを行政が町民史をどう取り扱うか。ここらの観点もですね、ただ古いものがそこにあるからそれでええと、そういうもんじゃないと思いますので。ぜひもう一度、今後ですね考え直していただきたいと思っております。

それでは2番目に移ります。

行政は歴史に残すべき写真や資料の取り扱いや保管をどのようにしていくのか、現状と今後の取り組みをお聞きします。

これはですね、その今言う歴史に残すような資料、これを行政がどのようにして扱っていくのか、何を重要なものか、何をその将来町史として残すデータか。ここらの区分け、保管の方法、誰がやるのか。

そこまでお答えください。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

続きまして、行政は歴史に残すべき写真や資料の取り扱いや保管をどのようにしていくのか、現状と今後の取り組みについてですが。現状は、それぞれの所管課の業務の中で保管はしております。教育委員会でも民具資料として農機具や生活用具を保管しております。

今後の取り組みについては、それぞれの所管課の業務で行っていくことは同じですけど、今後残すべき資料等が町民から寄贈された場合には、できる範囲で保管をしていきたいと思っております。誰がやるかについても、それぞれの、町史のことになってきますと教育委員会の方で保管するようになってこようとは思っています。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

これほど残念に思うたことはまあ最近ではないですけど。

その何でしょうかね、この行政のその前向きな姿勢うかがが全然こう言葉の中から感じてこれんがは。各担当が保管しております、各担当がやっております、これじゃなくてですね、やっぱり町の歴史に残そうというものは、教育委員会がやるのは教育委員会でもええわけですけど、その文化財保護委員会なんかもあるわけですよね、教育委員会には。そこらでの話し合いでもですね、歴史書というものを文化財という観点から見てもですね、やはり重大な資料じゃと、重要な資料じゃということで、区分けしたような方法、保管方法、そういうことでもせん限りですね。

それからもう1点、その住民から寄贈されたらというような感覚じゃなしに、こちらから集めに行きますというような感覚でこれを捉えん限りは、なかなかいいものができんがじゃないろかと思っております。

今の文化財保護委員会の中で、こういうような話はされているがでしょうか。どうぞ。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

文化財保護委員会の方で、この町史とか編さんに必要な資料と申しますか、そういうものについて保管することの検討はしているということについては聞いておりませんので。聞いておりません。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

文化財等はですね、当然、保護の委員会がございます。それから町内にはですね貴重な史跡等もございます。そういったものについてはですね、毎年点検等も行っております。

それから議員が申されております、その歴史、資料というかですね文献というか。そういったものになってくるとですね、なかなか相当古いものを指して言われようというふうに思っております。かなりそういった古い文献についてはですね、今収集するといってもなかなか難しい部分もございます。これからのその行政資料とかですね、そういったものについては当然、行政の方で十分資料の収集とか保管はできます。

ただ、その言われる、特に古い歴史集とかですねそういったその文献については、先ほども申しましたけれども、例えば町の方でそういった資料館等があるんですね、そういった所へ展示をするということで収集をするということになれば別でございますけれども、今のところ、町の現状はそういったところにもなっておりません。

従いまして、今あるその史跡等についてはですね、今後も引き続いて大切に残していくということになるのかと思いますけれども、新たに収集ということまでの考えについてはですね持っておりません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

時間を取って自分ながら残念ですけど、その温故知新というようなことがございます。古きを知って新しきを知るということがございますので、教育の観点からもですね、ぜひ教育長あたりはもうちょっとこの歴史をひもとくというような考えがないとですね、なかなかこれは押し問答になります。

町長、失礼ですけど、町長はですねこの歴史とか町史とかいうものについてですね、今後、私が言いたいのは今、だんだんと人が亡くなっていくと。そういうときに大事な資料なんかなくなる恐れがありますので、そういう観点において、今、住民の中に入って行って資料や写真やを集めたいと私は申しておるがですので、そこらあたりひとつ、町長の考えをお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的には教育長、あるいは次長の答弁どおりでございます。

編さんしないというのではなくてですね、現在、その予定がないということでございます。いずれの時期かには編さんすべきであると思っております。

その編さんの時期でございますが、教育長が申しあげましたように、黒潮町としてある一定の歴史ができた段階で黒潮町史として整理編さんするのが適切であろうという判断でございます。

それから、その編さん作業に入らなくても、その資料の確保とかですね、あるいは保護。そういったものが必要であるというようなご情報いただけますと、その場合には個別に対応させていただきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、これはやっぱり町が動く姿勢がなかったら、多分できん状況にあると思います。やっぱり町が歴史、黒潮町になったからこうじゃなくて、古い時代のことから、それから今、情報が分かっていることは今処理していったらええわけですけど、知らないことを知るといのが大事なことじゃないかと考えております。

時間がないので次へ移ります。

3番ですが、漁場をもっと確保できないかということでございまして。漁民の生活や産業には漁場が必要不可欠なものであると、私は考えております。農業には田畑が産業の基盤であるならば、漁業は海の中に魚を育成できる場所が必要と考えます。現在、黒潮牧場、浮き漁礁、築磯、投石などが既にかかなりの設置もされていると思いますが、漁民はこれを満足しているでしょうか。油の高騰、漁獲場所の遠さ、漁民生活の不安定化の条件はますます厳しさを増しています。

また、漁民は知恵を絞りながらも、船や機械や道具の償却に追われています。高齢化にもなっております。若者が継続して頑張るためにも、漁民生活の向上のためにも、この漁場の充実度が現状のままでもいいのか、お聞き致します。

1番目に、過去に設置されたこの築磯とかの事業件数、事業費はどうなっていますか。佐賀と大方の資料表示の上、説明していただきたい。こういうことでございます。

まず、資料を何も配ってきてないわけですけど、私はやっぱり資料を提示していただきたいと思っておりますので、これも併せてお願いします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

それでは、3番のマル1について答弁させていただきます。

昭和31年からの佐賀、大方の漁礁台帳から説明させていただきます。両方とも昭和37年からの台帳の記載があります。佐賀地区の漁礁、漁礁についてはこれはコンクリートブロック、鋼製ブロック、沈船ですね、それを指して漁礁ということで答えさせていただきます。58件で、5億6,584万7,000円。37年から現在までですね。それから築磯が、これは投石、小型コンクリートブロックということで、これが54件。4億64万7,000円、計112件の9億6,649万4,000円。これが佐賀です。同じく大方地区の漁礁ということで、これが25件。47億9,044万3,000円。同じく築磯で57件。5億5,470万1,000円。計82件で、10億3,414万4,000円。佐賀、大方合わせて194件。合計で20億63万8,000円となっております。

資料については現在、ここに手持ちしておりませんのでまた別途、配らせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

かなりの金額がそれぞれ投入されております。

で、この中でですね、これらの投入に当たっては、多分漁協の負担金、これもあると思うがですけど。

今後、この今以上に、この築磯等について増やしていくような考えはありますか、ないですか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

漁礁、築磯については要望があることは分かっておりますが、残念ながら、議会のたびにもたびたび、6月、

9月の議会にも述べておりますが、佐賀の方では特にそういうデータ管理がしっかりしておりませんので、それと今平成15年度から県の方が漁礁については効果がちょっと明らかでないということで、補助事業を中止しておりますので、そこらへん今、そのデータを収集して、再開に向けて努力しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そのデータのことを言いますと2番に移らないかんようになりますき、あれですけど。

今、その漁民が一番その苦しい環境に置かれているという時期であろうと思います。油代たいて沖へ走って、釣れらったら赤字で帰ってくる。その繰り返しになると、赤字の伝票ばかり増えてくるというような状況でございますので。

この2番もちょっと読みますけれど。過去に実施したこれらの漁場の追跡調査や効果はデータを取る必要があると考えますが、効果測定は実施されていますか。今、課長が効果のほどはというようなことでちょっとお話がありましたけれど。やはりこの何十億もつぎ込んだ事業、そういう施設についてですね、やはり効果のあるかないかはね、5年なり10年先のデータをそろえてですね見極めないと、そのせっかくやった、町がやり、漁協がやり、力を合わせて漁民もやったということが目に見えて効果が出てこないとはどうするのか。そういうところまで考えていかないかんと思います。ただ投入したと、毎年やったやっただ済むべき問題じゃありませんので、ぜひその効果を測っていただきたい。

ほんで、その効果を測定するような所は聞きますと、須崎に何か水産試験場みたいななががあるがですかね。そこでその効果を測っているようですけど。それも年間、10基あればそのうちの2基か3基を測量して、それもシーズンに追われて、海が荒いかそうでないかによってまた違うてくると思いますが。

その効果のほどをどういう状況か、お聞かせください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

効果について述べさせていただきます。

コンクリートブロックの漁礁について、平成9年、平成11年に佐賀地区で設置された沈設漁礁について、17年度に事業評価をしております。その内容は、4メートルのコンクリートブロックを21個、22個、9年、11年に佐賀沖に沈めたものですが、増加漁獲量が前年の5カ年平均と比べ、マイナス3.9トン、マイナス1.8トンと、計画値を下回っている報告が出ております。しかし、漁礁では漁獲が安定していること、漁場を探す手間が省けたり、それによる燃油の節減、労賃の節減などにより、全体として費用効果はあると出ております。

それから築磯、エビ礁ですが。これは平成21年に伊田、上川口で設置された投石の築磯について、22年度に利用状況調査を行っております。これについて伊田の漁獲量で平均値で156キロ、これは800平米に対して156キロですが、これは計画値ですが。これに対して、実際132キロが取れてまして、これは84.8パーセントです。上川口地区では計画値の174キロ、1,400平米に対して、154.3キロ、88.9パーセントとなっております。

いずれも計画値を下回る結果となっておりますが、事業の効果状況では高齢漁業者の漁場が整備され、就労の場が確保されることにより、地域漁家の経営安定が図られたと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

行政の方のとらえ方と、それから地元漁民の所得の向上というような観点からですね、差異がありはしないかなという感じが致します。

確かに有効に利用されて、かなりの方がその漁場へ行ってですね、利用されようことは確かだと思いますが、中にはあそこへ行ったらもういかんねというような話の言葉も聞きます。それからですね、この漁場の入れ替えというかね。例えば、その築磯、投石なんかで、もうあまり漁民の話聞きよったら利用頻度が無いというようなところを、その行政が手を入れて、入れ替える、回収するとか、場所移すとか、そういうことはどうでしょうか。まずお金が要りますので、漁協の判断、それから行政の判断、それぞれ出てくるとは思いますけれど。やはり安心して、そこへ行ったら漁ができるというような場所を、海が例えば田畑と同じような考え方であるならば、今年はここを充実しよう、ここはこういう形で充実しようというような観点を持たないかかなと思います。どうでしょうか。

その入れ替えたり、新しくしたり、投石をもっとそこへ同じ場所へ入れるとか、そういうことはないでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

過去、入れ替えたりすることは聞いたことはないですけど、その新たなその漁礁の設置、それから築磯の設置については先ほど言いましたようなことですので。設置についてはそういう要望があれば、そのさっき言った負担金、漁協の負担金等もありますので、経営改善計画を立てて漁協も県1漁協の中で今、経営をやっていますので、そこらへん考えながら、協議しながら、漁民の望む、要望している方向ですかね、そういう方向に向けて設置は進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私の質問が下手で、もう既に3番の、町は漁協の設置が適切か、位置や数量についてどのように考えているかということをお聞きしたかったのですが、妙にダブってしまったので、次へ飛びます。

それから4番ですが。通年漁場としてすべての漁民が安心して漁ができるように漁場をもっと確保するために、国や県と一層の協議をし、要望すべきではないかと考えますがいかがですか。

これはですね、今、その浮漁礁、それから中層漁礁、それから今言う築磯とかいうようにありますけれど、特にその浮漁礁なんかはその沖縄からずっと始まって、もっと外国もあるかも分かりませんが、要するに浮漁礁があるために、ダムのようなもんじゃという話も聞くがですよ。せつかく回遊して来るそのカツオ、そういう青魚がですね、海流が止まっている現状もあるかなというふうな考え方でもできます。こういうためにこちらまで、土佐沖まで回ってくる魚が少ないというような感じも受けますが。これはしかし、この土佐沖の黒潮牧場なんかを聞いてみますと、かなりの隻数が足摺沖なんかに出て回っているようでございます。その中で取り合いというようなことになってくるわけですので、まだ足らんかなと。ある意味では、いう感じも受けません。それもほんで、あの沖合いまで行かんと青魚がおらんという状況がありますし、それから黒潮がですねだ

んだんだん沖へ行くという海流の変化もあるかと思えます。できるだけ中層漁礁にしてもその近くで、近くの漁場があったらなという感じで、私は要望していただけたらなと思っているわけですけど。

これは矛盾したところがありますので、漁は何言いますかね、あればあるほど魚が分散するというようなこともあるかも分かりませんが、魚種がそれぞれ漁師の、漁業の形態がそれぞれ違いますので、それぞれに合ったやっぱり適切な漁場、これを考えていくようにせなかんと思えます。

それからもう1点。その遊漁船がですね、その足摺沖なんかでもかなり入ってきていると。かというて、規制はできないというようなことになっているようですが。この遊漁船対策なんかは行政の方で考えておられますか。

1 つはその要望して、新しく増やしていただきたいという要望と、その遊漁船対策についてもひとつお答えください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

最初に、その浮き漁礁が魚を止めて、こちらの方に回ってこんということですが。これは浮き漁礁に限らず、自分としてはその巻き網ですかね。ああいうのもひとつの南方域で、こういう浮漁礁も沖縄とかあっちの方に行ったらたくさんありますので、それが一つの北上せん要因いうか、そういうことになってるかと思っております。これもカツオフォーラムの中でも、明神丸の船頭がこの浮漁礁についてはかなり、やめるようにとかいうことで強く言っておったことを覚えております。

その漁業形態に一本釣りとか沿岸漁業、一本釣りの場合は、高知県が足摺沖に設置した黒潮牧場とかで19トンなんか年間水揚げをやっておりますし、それからもう1つ、沿岸漁業については、今言うように漁礁いうことで、沿岸漁業の柱として自分たちも考えております。それと遊魚については、そういう考えはちょっと、取締りですかね、管理とか、そういうのは持っておりません。

ちょっと4番について全体に述べさせていただきますと、先ほど言いましたように、沿岸漁業の漁礁の設置については沿岸漁業の柱と考えております。漁礁に魚が集まる理由として、隠れ場、産卵場、餌場等、魚が生きていくために必要な機能が備わっているからと言われております。また、燃油の高騰、漁業者の高齢化等考えると、設置については緊急課題であると考えております。高知県の方針として、先ほど一部述べましたが、現在漁礁の新設は効果が明らかでないことから、整備を休止しております。それで現在、再開に向けて調査船による研究調査を行っており、本年度末までに整備方針案が作成されることとなっており、その後、漁礁の状況を把握して、費用対効果を踏まえた整備方針に基づく新規の新設を考えているということです。

町としても、現在効果検証のため、釣った魚の漁場を特定するための個所別カードを作って漁業者をお願いをしているところです。が、検証が進んでいないのが現状で、去る11月の佐賀地区の漁業協同組合の臨時総会の中でも協力を呼び掛けております。検証ができませんと効果が分かりませんので、漁業者自身が困ることになりますので、一層の協力をお願いしているところです。

それから国、県への要望ですが。これについては去る11月16日、幡東水産振興会として県の水産進行部の方へ佐賀沖への漁礁の設置を要望しております。引き続き漁業関係者と連携して、設置に向けて前進してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

はい、分かりました。ぜひですね、これからも一層の要望活動なりご努力をお願い致します。

4 番に移ります。

用地買収の考え方について。佐賀に予定されている道の駅や新庁舎予定地の用地買収について、町どのような考え方で臨むのかお聞きします。

用地買収につきましては、その代替地の問題とか借地、それから買収等の方法がありますが、どのような観点で臨まれるのかお聞き致します。

議長 (山本久夫君)

建設課長。

建設課長 (森田貞男君)

それでは山崎議員の、用地買収の考え方についてのご質問にお答え致します。

ご質問の要旨は、佐賀の道の駅や新庁舎用地の用地買収について、町はどのような考え方で臨むのかのご質問ですが、両用地とも基本的に買収の方針でございます。

佐賀の道の駅につきましては、昨年度より地権者説明会を開催し用地交渉に入っていますが、地権者の皆さまからは道の駅事業に対するご理解、ご協力を賜り、全筆買収にて現在、事務処理を進めているところでございます。

また新庁舎用地につきましては、本年度庁舎建設候補地の用地測量調査を実施しており、用地買収については来年度以降になる見込みです。

用地につきましては先ほどお答えしましたとおり、地権者の皆さまのご理解、ご協力を賜り、基本的にすべて買収の方向で進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

今回の用地買収についてはもうそういう方向で、買収一本ということでの話でございますが。この代替地とか替地とかいう方法もありまして、これからその避難道、避難路、避難場所とかいうようなことで用地なんかの買収もまた出てくるかも分かりませんが、町の根底になる考え方、代替地の場合はこう、替地の場合はこう、それから買収の場合はこうじゃという考えをお示しいただければありがたいです。

というのがはですね、やっぱりいろんなケースが用地買収の中で出てくると思いますが、私の考え方では、特に借地なんかはですね、30 年も 40 年もやっているですね時代が変わってしまって、それから元の買収計画でその用地を売られた方、そういう方との公平感がなくなってくるようじゃいけませんので、そこらあたりの観点。それから代替地の場合はこうじゃとか、替地の場合は急遽一定期間、何らかの仮設をするようなときには借地でやるというような、こういうような町の根本姿勢の考え方をもう一度お聞かせください。

議長 (山本久夫君)

建設課長。

建設課長 (森田貞男君)

代替地、借地につきましては、いろいろな事情もあろうかと思えます。あろうかと思えますけど、町としましては基本的に、先ほど申しましたように地権者の皆さま方にはですね、事業の趣旨を十分ご説明を申し上げまして、誠意を持って用地交渉に今後も当たってまいりたいと思えます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ぜひ勇み足のないように、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

それでは第5問、広報等の周知方法についてということでお伺いします。

1番。1番というか、ごめんなさい。町が毎週配布しておられる文書や広報等について回覧文書と各戸配布文書がありますが、町民から見ると回覧で済むものもあるし、各戸配布すべきものもあると考える場合があります。

町民への周知方法について質問致します。町はどのような考え方で回覧か各戸配布かを判断しているのか聞きます。また総括の判断、これは回覧にする、これは各戸にするというような判断はどの部門でチェックされていますか。

お聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、山崎議員の一般質問の広報等の周知方法についてのご質問にお答えを致します。

まず、回覧か各戸配布かの判断でございますけれども、基本的には担当課の判断で行っておりまして、従ってですね、総務課やあるいは地域住民課で回覧か各戸配布かをですね総括的なチェックはしておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

今、総務課長がチェックはしてないということ。チェックはしないということは、文書を配布、周知配布をするときは、各課で適当に配布してるという考え方でよろしいのでしょうか。

というのがはですね、これは区長さんが大変じゃろと思うがはですね、回覧にするか各戸にするかを見たときに、これは回覧で済むがじゃないかえ、これは各戸へ配らないかんがじゃないかいという懸念を持つ場合がございます。せっかく町民に、住民に周知するのにですね、わざわざ時間をかけて各戸へ配布せないかんもなか、回覧で次から次に回してええもんか、そこらの判断を区長さんが悩まないかんというような状況がございます。

ぜひですねそこらを適切な判断されるように、各課長がやられるにしてもですね、この程度のものはこうじゃと、これは重要だから各戸に要るねという判断ぐらいは、責任者がおってされるべきじゃと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

年間の配布という膨大な数になるわけですが、やはりですね1つの部署でそれをチェックするという状況までの体制は、現段階では組める状況にございません。従いまして、どうしても各課の中で、最終判断は各課の課長ということになるわけですが、各課の判断ということで今後とも対応せざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

各課長にそしたら委ねるということでございますね。

少なくともですね、その区長さんが悩まないような、それから誰が見てもこれは簡潔で回覧の方がええというようなものとの区別はですね、各課長さんがぜひですね、最終的に配布される時に確認していただきたいと思います。

次、移ります。文書配布と告知放送との区別の基準はどのように考えていますか。告知放送と防災無線の使い方の区別はしていますか。

これはですね、告知放送せつかくできました。今、分かりやすい声で各告知がされております。そのこれとですね、告知放送ができて、文書配布との量の兼ね合いですが、どのように考えているでしょうか。告知放送で済まして終わりよう、それから文書配布でええという、ここの観点はどのような判断をされているでしょうか。それから、この防災無線、防災無線との兼ね合い。告知放送で入っているのに、何回も防災無線が流れる場合もあるし、告知放送も、今日やって、また明日やってというような状況の場合もあります。

何回か周知しないといけないという判断基準があれば、それも致し方ないという場合もありますけれど、1回告知したら残っておりますので、聞きたい方はぼんと押したらまた聞けるという、そのような状況をですね町民に教える、教えるというかも分かっているとは思いますがですけど、なおそういう使い分けを明快にしていただければと思います。

この点についてお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

この判断につきましてはご質問にあるとおりですね、なかなか微妙な問題がありまして、これがこれ、これがこれと、白黒とまでは言いませんけれども、なかなか判断しかねるという思いをします。

基本的にはですね、住民の皆さんへいかにお知らせを完全にできるかということが大前提というふうに思っております。文書配布をした後、なお重要だと思われる分についてはですね、告知放送なりマイク放送なりを利用させていただいております。

それで告知放送をして、佐賀の場合は防災無線があるわけですが、それをダブってということもありますけれども、告知放送が100パーセント全家庭に普及してないので、どうしても完全周知ということになりますと、告知放送プラス防災無線ということになろうかと思えます。大方の方もですね、告知放送と地域のマイク放送ということで周知を図っておりますので、そのあたりをぜひご理解願いたいというふうに思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

告知放送、案外聞きやすい、こういうことですが。その文書で示す場合と、それから告知でお知らせする場合とのその振り分けの考え方。この場合は文書で流す、この場合は告知放送する。それからもともとが、その告知放送は緊急用が一番の課題じゃと思えますので、この放送の時間帯、放送の時間帯がこれ見よたら朝の6時半、夜の7時半ですか。そういうような感じで書かれておりますけれど、ここらあたりは時間帯

についてはこの規則か用語かで決まっておるわけですけど、今の現状はこういう告知のやり方で十分じゃと町が考えておるがじゃおか。住民の声は、その中にはせつかく家族団らんのときに、ぽっこり放送が入ってくる。気分を損なうという場合もありますし、まあ、良かったねという場合もあると思いますけれど。時間帯をもうちょっと考慮できんろか、町のねらいはどこにあるがじゃろかというふうに思いますが。

この告知放送の時間帯、それからその今言う取り扱い方なんかもそうですけれど。まず、時間帯についてはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

取り扱いの方も前段で出ましたけれども、取り扱いにつきましてはですね、もう皆さん方もご承知と思いますが、高齢の方もおられてなかなか難しいというふうな思いがありまして、漫画的にですね作成をしたものを全戸配布で配っておりますので、それについてはですね好評を得ておるといふふうに自分たちは考えております。

それから時間帯の問題ですが。これもだんだん町民の皆さんからもありまして、ある程度決まった時間帯、また各地域にもそれぞれのマイク放送とかの放送がありますので、そのあたりを区別して、今後対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

この次の質問3番、4番にもまた影響あると思う、トータル的な質問もせないかんわけですけど。

その放送は今、消防が入ったりお知らせが入ったり、それからもろもろの行事の案内というようなことで放送がされております。それはそれでいいことだと思いますし。

ただこの皆さん、各担当がばらばらに放送されよう。で、放送のそういうマニュアル、放送の仕方。こういうものの研さんはされているでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

マニュアルというものまでは設定はしてはおりませんが、基本的にですね、何回も何回も流すなというような話もちろん伺ってますが、それからまた反対の、1回では分かりにくいというようなこともあります。基本的にはですね、今のところ1回で対応をしていきたいというふうな思いをしています。

というのは、時間も1回の放送が2分だったと思うんですが、2分でそれ以上のことができませんので、まず1回と。それで1回流してですね、それで対応できない場合は、各家庭の告知放送でお願いしたいという部分がございます、基本的には1回というふうな思いをしています。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私が静かに質問するがで分かりにくいのかも分かりませんが、もうちょっと突っ込んだ話をしたいわけで

すけれど、私も遠慮がちに言っております。

3番ですが、町は何らかの取り扱い要綱や文書配布の基準づくりが必要ではないですかという問いですが。

先ほどから言いようように、文書と告知の違い、それから言うなれば区長さんなんかには配布されたときに、毎週毎週水曜日に配布されたときに、1部1件か2件しかないので、それもなおかつ緊急度のない期限の、来週まで回してもええなというがをですね、今は多分区長さんが判断で、よし、もうこれやったら来週に回そうというようなことでされてると思いますが。これはですね行政が判断して、行政の責任でやらんとですね、区長さんの責任で文書が遅れたとかそういうことにならんようにひとつ、やはりここはこういう取り扱い要綱とか、まあ1週間、どうせずれてもかまんねやということを課長が判断してですね、とどめておくとか、そういうような基準づくりが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

具体的な数字も出てましたけれども、基本的にですね、誰もスケジュールを組む段階でできるだけ早く、また、あまり早過ぎて忘れるというようなこともありますので、基本的には町は2週間くらい前には周知できるような体制で現在おります。

それで、来週でかまんというふうな区長さんが判断されたかもしれませんが、基本的にはですねやはり2週間くらいは前もっての文書配布でということ考えております。

それから佐賀の場合はですね、今までの経過がございまして毎週配布と。それから大方の地域の方につきましては、基本的に月1回、緊急なものについて15日にもう1回お願いする場合がありますということで取り決めておりまして。そのあたりでですね配布物を考えておりますので、やはり2週間程度、15日くらいになるわけですが。2週間程度は前もっての告知といいますか、お知らせをしてまいりたいというふうに思っております。それから特に重要なものにつきましてはですね、告知で再度お知らせするというように考えております。

それから、マル3の方に設置要綱ということが質問されておりますけれども。これにつきましてはですね、今答弁したように、なかなかここはこれ、ここはこれ、というふうに文書でくびれるものではございませんので、どうしてもですね担当課の判断でですねせざるを得ないというふうに思っております。

多分、今の山崎さんのご質問をみんなの課長が聞いておりますので、そのあたりを私の答弁と交えてですね、今後対応してもらえというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

残りの時間も少なくなっておりますが。

そのですね、やっぱり各課長がやるにしても、やっぱり町としては文書については課長に任すというような明文を書いてですね取り扱いを決めておかないとですね、責任者が分からんわけですよ。誰に文句言うてええかどうか。総務課長、全部受けますか。そうじゃないと思いますので、やはりこれは町としての姿勢じゃないろかと思っておりますけれど。回覧文書、それから先ほども言いました区長さんのところへ2週間前という原則、それはええわけですけど。私の言いたいのは、その区長がその各班の方とか部落の方に配布するについてですね、区長がその気を遣って、これは来週にしようか、今回すにしちゃ、またこないだ回してまた同じようなのを回覧してくれというがはですね、住民は大変ながですよ。実際、毎週毎週。そこらあたりを町が前もって、

区長さん、すいませんがこれは区長さんの判断で、もう切羽詰まっておりますけれど、区長さんの判断で来週にするか今回するかというようなことをですね、区長さんとのそういう調整をしておかないとですね。やっぱり区長さんは気遣うてやってくれる人、やってくれない人、おるわけですけど、心配するのを区長さんに任せたらいかんと思うがですよ。

今言う、できたらこの文書、公文書の配布、周知の仕方については要綱要領作って、それなりの対応ができるようにしていただきたいと思います。

この点はどうですか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

ちょっと佐賀の関係のこともありますので、私の方から言わせていただきます。

要綱要領の件については松田総務課長が答弁したとおりですが、その区長さんが配布するとか、いろいろと悩ましようということについては、区長さんをお願いするときに文書を付けて、この文書については各戸へ配覧してくださいと。また、この文書については回覧をお願いしますという文書を付けてお願いしておりますので。

また、ほんでどっから出たやら分からんというようなこと、大抵は指導してきようきないとは思いますが、断定はできんがですが。担当課誰々誰べえというような形で出していくように指導しておりますので、そのへんご容赦お願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

それぞれ前向きには課長さんらが取り組んでいただいておりますが、これはね区長さんによって配布されたじゃ、区長さんがどうじゃき配布されらったじゃということじゃなしに、やっぱり町が前もって区長会とかと話してですね、こういう急ぎの文書の場合もある、たった1枚で回さないかん、その週回してもらわないかん場合もあるかと思えますけれど。そこは区長さん、ぜひお願いしますよというようなことぐらいで調整をしていただきたいと思います。町の周知に、町がその何言うかな、難しいということでその要綱もよう作らんということじゃいかんぞ。やはり最低限の決まりごとは決めておくべきではないかと思えます。

4番に移ります。

広報に使う年間の配布量や印刷費および消耗品費は集計できていますか。経費節約と効果の考え方はどのように考えておられますか。

これは、今言う告知放送なんかもできた。それから広報も例年やってます。それから各種文書配布もかなりございます。ただ、これを告知放送のできる前の文書量と、それから告知放送ができて後の文書量とか変化があるでしょうか。それから、年間経費はどの程度節約なりようがじゃおか。

そこらをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

全体の経費というようなことですけども。基本的にですね庁内、庁内というのは役場の中ですが。庁内のこういうものの印刷物、また紙代についてはですね集計したものがございませんで、ちょっとお答えできる

ような資料ができておりません。が、広報ですよね、毎月お配りしておる広報。これにつきましてはですね、22年度ですが291万で、12で割りますと月24万3,000円程度で、全体ですと町外の自治体へも配っておりますので6,100部くらい、毎月印刷しております。それで、町内の家庭への配布が大体5,400から500というような数字でございます。

告知放送ができた段階で全世帯へのできるだけ控えるという、控えて節約というようなことですが、先ほども言ったようにですね、告知放送が100パーセントの加入ができておりませんので、どうしてもですねそのあたりで経費がダブるようなところもございます。告知放送が100パーセント完備されましたら、広報やですね税等の申告書以外につきましてはですね、配布が必要なくなってくるというようなこともありまして、できるだけその方向に近づけて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

これはですねやはり町の姿勢ですので、節約という観点をですねおざなりにして進むわけにはいきません。ぜひですね、毎年の決算が出るたびに効果じゃどうじゃということを、費用対効果じゃ何だいうて言われま。ぜひこういう観点でも、新しくできた、せっかくいいものができておりますので、そことの兼ね合いを考えながらいってもらわんとですね、町民はたまったものじゃございません。

それから1点聞きますが、防災無線ですが、佐賀の。これはいつまで利用できるものながですか。聞くところによると、なかなかこのバッテリーの保守点検なんかかなりの費用が要りようようでございますが、まあ、防災行政無線としていつまで使えと。今の時点で。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

この防災無線につきましては27年をめぐりにしておるわけですが、ただその修理とか、いろいろとそういう面で多額の費用がまいてまいりますと、なかなか継続も難しいなという感じは持ってますが、そのへんをうまく利用できるときは利用していきたいなという感じで持ってます。

ただ、なかなか早、海岸淵らの中になると早、さびが入ってきて、修理をせないかんという現実がまいてありますので、そのへん今後の状況を見ながら対応していかないかんという感じを持っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

分かりました。

えらい長いこと質問させていただきまして、ありがとうございました。今年も年末になりましたので、静かに席を去ります。来年もよろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

以上で山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は会議が終了致します。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 15分